

特許庁委託
ジェトロ海外工業所有権情報

中国の製品品質監督検査制度

2000年3月

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業と同地域へ進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後同地域において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的所有権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的所有権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展等を受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的所有権の保護とそれにより生ずる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェットロでは、平成 9 年度より特許庁からの委託により、「**各国工業所有権情報収集等事業**」を実施しています。

本事業は、北京、上海、香港、ハノイ、マニラ、クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、バンコク、ソウルの 10 都市において、現地のジェットロ事務所が特許法律事務所と契約をし、工業所有権の模倣対策に資する情報を収集、同地域における工業所有権の侵害実態を把握、模倣対策の強化に努めようというものです。

また、本事業では、上記 10 カ所の現地法律事務所の弁護士による、工業所有権に関する無料相談や、現地進出日本企業を対象にしたセミナーの開催なども行っています。

ここに、中国北京嘉潤法律事務所、安念念弁護士の執筆協力により「中国の製品品質監督検査制度」と題した、本事業における調査報告書を作成いたしましたのでお届けいたします。本事業及び本誌が皆様のお役に立てば幸いです。

目次

・中国の製品品質監督検査制度

一、製品品質監督の管理体制	1
（一）技術監督システム	
（二）専門監督システム	
（三）製品品質監督の実施の重点	
二、製品品質監督の方式	3
（一）監督抜き検査	
（二）統一監督検査	
（三）定期監督検査	
（四）日常監督検査	
（五）“偽物を取締り、名優を保護する”イベント	
（六）関連機構の連合偽物取締	
三、製品品質管理及び品質認証	8
（一）工業製品生産許可証制度	
（二）品質認証	
四、製品品質鑑定	14
（一）組織機構	
（二）受理範囲	
（三）専門家グループ及びその権利と義務	
（四）鑑定の実施	
五、製品品質申立	16
（一）受理範囲及び処理	
（二）製品品質申立に対する調停処理	
六、行政処罰	17
（一）現場処罰	
（二）行政事件の審理	
（三）行政処罰内容	
七、刑事責任	22
（一）偽、劣質商品を生産、販売する罪	

- (二) 虚偽の薬品を生産、販売する罪
- (三) 劣悪な薬品を生産、販売する罪
- (四) 衛生標準に適合しない食品を生産、販売する罪
- (五) 有毒、有害食品を生産、販売する罪
- (六) 衛生基準に適合しない医療用機械を生産、販売する罪
- (七) 安全標準に適合しない製品を生産、販売する罪
- (八) 虚偽の農薬、獣薬、化学肥料、種子を生産、販売する罪
- (九) 衛生標準に適合しない化粧品を生産、販売する罪
- (十) 単位が上記 9 項目に規定する罪を犯した場合

八、1998 年度国家監督抜取検査の製品品質状況…………… 2 4

(国家品質技術監督局 1998 年第 43 号公告による)

- (一) 概況
- (二) 目前の存在する問題
- (三) 処理結果

九、「品質振興綱要」及び立法動態…………… 3 0

- (一) 《品質振興綱要》について
- (二) 立法動態及び重点

十、偽を取締る重要な事件に対するケーススタディー…………… 3 3

(国家品質技術監督局情報センター主催の中国品質情報ネットより)

- (一) 佳木斯市晨峰農業物資貿易センターが劣質の化学肥料を販売する事件
- (二) 湖南益湘アルミニウム業有限公司が国家の明文で廃止した“85 基準”
圧力釜を生産する事件
- (三) 広東潮陽における区域性偽、劣質電池を製造、販売する事件
- (四) 広東潮陽奇華塑膠製品社が偽、劣質のはぶらしを長期的に大量に製造する事件
- (五) 弋陽県における偽、劣質練歯磨きを製造する事件
- (六) 上海統仁経貿有限公司が偽カラーテレビを生産、販売する事件
- (七) 江蘇武進市隔湖営林場が偽の上海強生会社の“バンドエイド”ブランドの絆創
膏を生産する事件
- (八) 広東省順徳市杏壇鎮光華惠尔美塗料有限公司が偽のペンキ塗料を生産する事件
- (九) 河南省鹿邑県が偽の阿膠を製造、販売する事件
- (十) 天津市武清県及び河北省廊坊市安次区が病、死鶏を不法に製造、販売する事件

別紙 1：国家品質技術監督局管理機構図

別紙 2：既に重点保護範囲に記入された名優企業のリスト

・中国の製品品質監督管理制度に関する実務ガイド

- 一、偽劣物商品による侵害を発見した場合、メーカーはどのように対応すればよいか
- 二、品質技術監督部門はメーカーからの摘発を受理した場合、どのような措置をとるか
- 三、所在地の品質技術監督部門と積極的に協力する方法
- 四、偽劣質商品に対する取締りの過程において発生した費用は誰が負担するか
- 五、偽劣質商品による侵害を受けた場合、所在地の品質技術監督局に摘発するか、それとも所在地の工商行政管理局に摘発するか
- 六、“偽者を取締り、名優を保護する”イベントに参加するにはどうすればよいか
- 七、製品品質監督において、国の法律と地方の法規の違いがどこにあるか

< 参考資料 >

1. 「中華人民共和国製品品質法」
2. 「工業製品品質責任条例」
3. 「偽劣質商品を生産、販売する違法行為を厳しく取締ることに関する国務院の通知」
4. 「偽劣質商品を生産、販売する違法行為に対する取締活動において協力配合をさらに強化することに関する通知」
5. 主要都市技術監督局行政措置申請先電話番号一覧

．中国の製品品質監督検査制度

品質監督は、法律が品質技術監督部門に賦与した重要な職責であり、政府が国民経済に対するマクロ管理を実施する重要な措置の一つである。中国の製品品質監督作業は、解放初期にも一部の領域において少々に行ったが、大規模な製品品質監督作業は、80年代初めより始まったのである。多年の発展を経て、中国の品質監督作業は、主に生産領域に集中することからさらにも流通領域に広まっている。大規模な市場商品品質監督の展開、偽、劣質物の生産、販売等の違法活動に対する力強い取締りは、中国の製品品質監督作業を新しい段階に進入させた。本文は、中国の製品品質監督検査制度の基本内容について紹介し、製品生産者、販売者、消費者が自我保護意識を増強し、政府と互いに協力し合い、法律手段を含む多種類の手段を十分に運用し、偽、劣質物を徹底的に取締ることを目指している。

一、製品品質監督の管理体制

中国の製品品質監督管理機構は、多年の発展を経て、多システムによって構成したネットワークを初步に形成した。その機構設置の状況は、下記の通りである。

(一) 技術監督システム

「中華人民共和国製品品質法」(全国人民代表大会常務委員会 1993年2月22日発布)及び1998年11月国務院により批准された「国家品質技術監督局職能配置、内部機構及び人員編成規定」の規定に基づいて、中国の品質技術監督部門の品質監督管理機構は、下記の通り設置された。

- 1、国家品質技術監督局は、標準化、計量、品質作業を管理し、しかも法律執行監督職能を行使する国務院の直轄機構(その管理機構図は別紙1を参照)である。その主要な職責は：
 - (1) 品質技術監督作業に関連する国家の方針、政策及び法律法規を制定し、且つ貫徹実行する。規則、制度を制定し発布する。関連の法律、法規の実施を組織し、行政法律執行作業を指導し監督する。品質技術監督関連の技術法規の届出を管理する。
 - (2) 品質監督作業を統轄する。品質監督検査を管理、指導し、製品品質仲裁における検査、鑑定を管理する。偽、劣質商品を生産、販売する活動における品質違法行為を法に従って調査、処理することに対する協調業務を組織する。
 - (3) 全国の品質業務に対するマクロ的な管理及び指導を担当する。「品質振興綱要」の実施を組織する。中国の品質レベル向上に関する発展戦略を研究し、制定する。先進的な品質管理経験及び方法を普及させ、重大な工事設備品質監理制度の設立に協力する。重大な製品品質事故に対する調査、工業製品生産許可証に対する管理業務を担当する。
 - (4) 国家標準の計画、審査批准、番号付け、発布を統一的に管理する。国家標準(標準

サンプルを含む)の制定を組織し、業界標準、地方標準の制定を協調且つ指導し、業界標準、地方標準の届出を管理する。標準の貫徹執行を監督する。全国組織機構番号及び商品バーコードを管理する。

(5) 計量作業を統一に管理する。法定計量単位及び国家計量制度を遂行する。国家計量基準及び標準物質の設立、審査批准、及び管理を組織する。計量器具の国家検定システム表、検定手続及び計量技術規範を制定し、量値の転送を組織する。商品量に対する計量行為を規範且つ監督する。

(6) 認証認可作業を統一に管理且つ監督する。認証認可作業の規則、制度を研究し、制定する。認可機構及び認証人員の登録機構を審査批准し、指導する。強制性管理を実行する安全認証を協調及び監督する。法に従って品質検査機構に対し授權及び監督管理し、品質技術監督に関わる社会仲介組織に対して資格認可及び監督管理を実施する。

(7) ボイラー、圧力容器、エレベータ、防爆電器等の特殊設備の安全監察監督作業を総合管理し、規則、制度を制定し、実施する。ボイラー、圧力容器に対して輸出入監督検査を実施する。

(8) 品質技術監督事業発展計画の制定、業界及び専門の品質技術監督作業の協調を組織する。品質技術監督科学技術業務を管理且つ指導する。品質技術監督の宣伝、教育、訓練、情報作業を組織管理する。関連専門における職業資格の実施を組織する。局に直轄する単位を管理し、名義帰属の学会、協会の業務に対して指導する。

(9) 局及び局の直轄、または名義帰属単位の国際協力事務を管理する。国家を代表し、品質技術監督に関わる国際或は地域組織に参加する。国際協力協議を締結し、執行する。国際協力及び交流プロジェクトを審査批准し、実施する。中国「WTO 貿易技術障壁協定」の通報及び諮問業務を管理する。

(10) 国務院の交代したその他の事項を取扱う。

2、各省、自治区、直轄市品質技術監督局及びその管轄している市および区、県品質技術監督局は、本行政区域内の製品品質監督業務を担当している。法律執行に対する監督の独立性及び有効性を促進するために、1999年3月より、全国の省クラス以下の品質技術監督システムに対し垂直管理を実施することを国務院は決定した。品質技術監督の強さがさらに増大された。

3、品質技術監督部門が設置及び認可した製品品質監督機構は、すでに監督検査のネットワークを初步に形成した。その中には、国家製品品質検査センター、省、市両クラスの品質監督検査所、省、市製品品質監督検査站を含む。

(二) 専門監督システム

1、衛生システム

「中華人民共和国薬品管理法」（全国人民代表大会常務委員会 1984 年 9 月 20 日発布）の規定に従って、“ 国務院衛生行政部門は全国の薬品監督業務を管理し ”、“ 県クラス以上の衛生行政部門は、薬品監督職権を行使し ”、各地方では薬品検査機構がある。

2、船舶検査システム

「船舶及び海上製品監督検査条例」（国務院 1993 年 2 月 14 日発布）の規定に従って、中華人民共和国船舶検査局及び関連地方の船舶検査機構は、船舶の設計、建造、初検査及び定期検査、及び船用製品の検査を担当する。

3、商品検査システム

「中華人民共和国輸出入商品検査法」（全国人民代表大会常務委員会 1989 年 2 月 21 日発布）の規定に従って、国家及び地方の輸出入商品検査局は輸出入商品に対する監督検査業務を担当する。

4、獣薬監察システム

「獣薬管理条例」（国務院 1987 年 5 月 21 日発布）の規定に従って、“ 県以上の農牧行政管理機関は獣薬の監督管理権を行使し ”、“ 国家及び省、自治区、直轄市の獣薬監察機構、及び省、自治区、直轄市人民政府の批准により設立された都市獣薬監察機構は、農牧行政管理機関に協力し、全国及び本管轄区域における獣薬品質に対する監督、検査業務をそれぞれに担当する。 ”

5、繊維検査システム

中国繊維検査局及び地方繊維検査所は、綿、毛、糸、麻、化学繊維等の繊維に対して監督検査を実施する。当該システムは相応の品質技術監督局に属する。

（三）製品品質監督の実施の重点

「中華人民共和国製品品質法」第 10 条の規定に基づいて、国家品質技術監督局及び地方各クラス品質技術監督管理部門は、下記製品の品質に対して重点監督を実施する。

- 1、人体健康及び人身、財産安全に被害を及ぼす可能性がある製品
- 2、国家の経済と人民の生活に影響を与える重要な工業製品
- 3、良質名誉を取得した製品
- 4、ユーザ、消費者、関連組織の反映した品質問題のある製品

二、製品品質監督の方式

「品質計画に対して統一管理を実行することに関する通知〔国家品質技術監督局 1993〕

第 109 号)、「国家監督抜取検査製品品質に対する若干規定」(国家経済委員会 [1986] 第 664 号)及び製品品質国家監督抜取検査に対する補充規定(国家品質技術監督局 [1991] 第 23 号)の関連規定に基づいて、中国で実施している製品品質監督検査制度は、監督抜取り検査、定期監督検査及び日常監督検査等の方式を含む。

(一) 監督抜取り検査

監督抜取り検査は、製品品質監督検査の主要な方式であり、国家監督検査及び地方監督検査を含み、重点製品品質に対して行った計画的、組織的大規模な検査である。

1、国家監督抜取り検査

(1)管理機構

国家監督抜取り検査は、国家品質技術監督局に統一管理され、製品品質に対する定期的監督検査である。しかも国家品質技術監督局は、国家監督抜取り検査公報を定期的に発布する。国務院の関連業界企業主管部門又は地方により行った製品品質抜取検査は、国家監督検査の名義で行っては行けなく、品質抜取検査公告の発布は、“国家監督抜取検査”の文字を使用しては行けない。

国家監督抜取り検査を受けた全ての製品に対しては、抜取り検査日より六ヶ月以内、各業界、企業主管部門、地方品質技術監督部門は当該企業の当該製品について、繰返して監督性抜取り検査を行ってはならない。

生産、販売企業及びユーザは国家の監督抜取り検査作業を積極的に協力し、正当な理由なしに抜取り検査を拒否してはならない。

(2)抜取り検査費用

国家監督抜取り検査の専用財政資金は、国家品質技術監督局に統一的に管理、使用される。国家監督抜取り検査は、企業に製品検査費を徴収しない。企業は製品の再検査を申請する場合、その検査費用は再検査を申請する企業により支給する。

(3)検査根拠

国家監督抜取り検査の根拠は国家基準、業界基準或いは国家の関連規定であり、国家基準或いは業界基準が未だ制定されていない場合、地方基準或いは届出の企業基準を根拠とする。

国家は良質製品に対して抜取り検査をする場合、その品質検査の根拠は受賞した時の基準とする。

(4)処理方式

国家監督抜取り公報を発布した後、不合格製品の生産企業に対して整頓を行う。中央に

直轄する企業については、国務院行政主管部門は責任を負う。地方企業に属する場合、地方企業行政主管部門は責任を負う。

各省、自治区、直轄市品質技術監督行政部門は本地区における国家監督抜取り検査に不合格の企業に対して通報し、整頓作業の監督及び検査の責任を負う。

企業が整頓を完成した後、地方企業は地元の省クラスの品質技術監督部門に、中央直轄企業は国務院の関連行政主管部門に再検査申請を提出する。再検査申請の期限は、普通半年を超えないとする。

国家監督抜取り検査における品質不合格の全ての製品が、「工業製品品質責任条例」(国務院発[1986]42号)第23条の規定によって処理される外、国家監督抜取り検査公報の発布日より1年以内に、当該製品は、良質製品の選抜に参加できず、しかも製品品質認証をも申請できない。すでに獲得した良質製品称号及び製品品質認証、生産許可証は、整頓を経た後も規定の要求に満たせない場合、証書の発行機関によってその関連証書及びマークを取り上げられる。

国家監督抜取り検査を拒否した全ての企業について、その製品を不合格と見なす。

国家監督抜取り検査においては、製品品質が「工業製品品質責任条例」、「標準化法」、「標準化法実施条例」、「中華人民共和国製品品質法」の関連規定に符合しない場合、関連品質技術監督行政部門は法律、法規の規定によって処罰を行う。

国家監督抜取り検査において発見した偽、劣質製品については、品質技術監督行政部門によって差押え、速やかに処理を行う。

2、地方監督抜取り検査

地方監督抜取り検査は、各省、自治区、直轄市の品質技術監督行政管理部門が統一的、定期的に管轄区内における製品品質に対して行う監督検査である。各クラス地方政府は、現地の品質監督作業の実情に照らし、相応の「**省(市)製品品質監督管理条例」を制定し、各自の地方監督抜取り検査の詳細な内容を明確に規定した。各地方政府の制定した「**省(市)製品品質監督管理条例」の内容がそれぞれ同じではないにもかかわらず、国家監督抜取り検査の原則とは一致である。検査費用は、同級財政部門で支出される。

(二) 統一監督検査

統一監督検査は、国家の需要及び要求に従って、ある種類の製品に対する全国範囲内の検査である。

1、統一検査計画の提出

統一監督検査については、国務院の関連主管部門或は省クラスの品質技術監督行政主管部門によって国家品質技術監督局に統一検査すべきの製品目録を提出する。統一検査が提出される製品は一般的には品質問題が深刻で、消費者の反応が強く、人体健康、安全に危

害を与え、品質状況を全面的に掌握され、しかもマクロコントロールを行われるべき製品である。

2、統一検査計画の報告及び送付

国務院の関連主管部門は、毎年10月に国家品質技術監督局監督司に来年度の製品統一検査計画を提出する。省クラスの品質技術監督行政主管部門も同じ時期に統一検査計画を提出する。

3、統一検査計画の実施

国家品質技術監督局監督司は、関連主管部門或は省クラス品質技術監督主管部門の提出した統一検査計画に従って、統一協調を経た後、国家統一検査計画に取入れ、返信の形で計画の実施部門に通知する。

計画実施部門は、国家品質技術監督局監督司の返信に従って、関連検査部門に検査任務を手配し、検査部門によって検査を実施する。検査費用は、国家の規定した項目及び基準に従って徴収する。

4、処理方法

検査終了後、関連統一検査計画実施部門によって検査状況を収集し、社会に検査結果を通報し、製品品質の良い企業に対して表彰し、品質の悪い製品の生産企業に対して注意し、同時に検査結果を国家品質技術監督局品質監督司に報告する。

(三) 定期監督検査

定期監督検査は、省、自治区、直轄市の品質技術監督局が地元の実情及び需要に従って、確定した製品検査目録及び検査周期に基づいて行った検査である。検査費用は、国家の規定した項目及び基準によって徴収する。

製品品質監督検査データは、同一検査周期内において関連部門監督検査の共通データとすることができる。検査結果は、社会に公布され、或は被検査者に通知される。

(四) 日常監督検査

日常監督検査とは、地方各クラス品質技術監督行政主管部門が本管轄地域に対する日常監督において発見し、及び消費者、ユーザと関連組織の摘発、反映した品質問題の比較的多い製品に対する経常的、計画的監督検査である。検査における不合格製品の検査費用は被検査の生産者、販売者によって負担される。

(五) “偽物を取締り、名優を保護する” イベント

1、イベントの目的及び内容

名優製品に危害を与える行為に対する懲罰、名優製品に対する保護の程度を強化するために、国家品質技術監督局は「“偽物を取締り、名優を保護する”イベントを行うことに関する実施意見」（国家品質技術監督局〔1997〕第21号）の通知を出し、全システム内において指導、計画、段取りのある“偽物を取締り、名優を保護する”イベントを行うことを決定した。総目標としては、三年間で全国各省、自治区、直轄市における重要な百種類前後の名優製品は、品質技術監督システムの連合“偽物を取締り”及び監督の下で保護される。

2、イベントの実施段取り

(1)企業申請

先ず企業は所在地の品質技術監督部門に申請を提出する。

(2)地方報告

各地の品質技術監督部門は企業の申請により、国内外において市場シェア率の高い、品質の良い、知名度の高い、消費者に愛され、偽物にひどく侵害された名優製品を重点とし、省、自治区、直轄市品質技術監督局によって選択した後、国家品質技術監督局に報告する。

(3)国家品質技術監督局の批准

国家品質技術監督局は関連部門と協議し、選択し、重点保護の必要のある名優製品を確定し、各関連品質技術監督部門に書面で正式に通知する。

(4)企業摘発

保護範囲に記入された製品について、企業は関連の省、市品質技術監督部門に正式の書面摘発資料及び委託書を送るべきである。

(5)重点取締り

各地品質技術監督法律執行行政部門は、摘発により名優製品を偽造する地域及び重要な地区、市場、事件に対して、法に従って調査し、処理する。

(6)定期報告

各関連品質技術監督局は、半年毎に国家品質技術監督局に調査及び処理の状況を報告し、1年毎にまとめ報告を提出する。

その同時に、品質技術監督部門は、重大な偽造事件の状況を速やかに名優製品の生産企業に通報する。

3、すでに重点保護範囲に記入された名優企業のリスト（別紙2を参照）

(六) 関連機構の連合偽物取締

目前、一部の地方では、偽物製造、販売がなお非常にしょうけつであり、現段階における社会及び経済発展の一大公害になった。しかも、法人の違法行為、偽物製造、販売の集団化、品質信用標識の偽造、インボイス及び帳簿が無し、多地域に跨り逃げ回る犯罪の新動向が出現した為、国家品質技術監督局、国家工商行政管理局は、連名で「偽、劣質商品を生産、販売する違法行為に対する取締活動において協力配合を更に強化することに関する通知」(工商消字[1999]第41号)を出し、関連法律と法規の規定を厳格に遵守し、各自の職権範囲内において職務を果し、責任を負うことを品質技術監督部門、工商行政管理部門に要求した。同時に、作業において協力を切実に強化し、各自の優勢を十分に発揮し、法律執行の効能を全面的に増強する。

国家品質技術監督局及び国家工商行政管理局は、連合して偽物を取締る時に、上記の通知に従って、各部門の職責について規定した。工商行政管理部門は、市場管理及び商標管理において発見した偽物を混ぜた製品及び偽物製品の販売等の違法行為に対する取締を担当する。品質技術監督部門の協力が必要である場合、協力すべきである。品質技術監督部門は、生産及び流通領域における製品品質違法行為に対する取締を担当する。工商行政管理部門の協力が必要である場合、協力すべきである。品質技術監督部門は、品質違法行為を取締る時、法律、法規の規定により営業免許を取り消すべき場合、速やかに工商行政管理部門に提出し、法に従って営業免許を取り消すべきである。工商行政管理部門は、支持または協力すべきである。工商行政管理部門は、事件の処理において、違法物品に対して検査を行う必要がある場合、合法的な品質検査機構にその検査を直接に委託することができる。品質技術監督部門は、支持または協力すべきである。同時に、両部門は互いに協議し、情報を速やかに交流し、連合して偽物に対して取締る。

三、製品品質管理及び品質認証

(一) 工業製品生産許可証制度

工業製品生産許可証とは、《工業製品生産許可証試行条例》(国発[1984]54号)(以下《条例》と略称する)の関連規定に従って、企業の製品に対する検査テスト及び品質体系の必要な条件に対する審査を通して、規定の要求に符合することを確認し、かつ法定の手続に従った審査批准を経て、当該製品の生産を許可する一種の資格証書である。

1、工業製品生産許可証の性質

- (1)生産許可証は一種の強制的な品質管理措置である。
- (2)国家に工業製品生産許可証制度を実施された全ての製品については、国家は《工業製品生産許可証製品計画目録》の発布によって名前を公布する。
- (3)許可証発行の目録に記入され且つ公布された製品については、生産企業は規定の期間

内において申請を提出し、且つ生産許可証を取得してから、当該製品を生産する資格を有する。

- (4)ある製品に対する生産許可証の発行作業が終わった後、国家によって証書の発行された製品及び証書をもらった企業の目録は公布される。
- (5)生産許可証のない製品を生産又は販売する全ての者は、法に従って相応の責任を負わなければならない。

2、工業製品生産許可証に対する管理

(1)生産許可証の適用範囲

生産許可証は本企業の証書を受けた製品に対してのみ有効であり、その他の企業（証書を受けた企業の聯営企業を含む）に譲渡することは「条例」に違反することになり、法に従って処罰を受け、情状嚴重の者に対してその生産許可証を取り消すべきである。

(2)生産許可証の有効期間

生産許可証は有効期限を規定する。期限満了の時に再検査をすべきであり、再検査に合格したものに対して新しい証書を発行する。生産許可証の有効期限内において、新しい国家標準又は業界標準が公布される場合、証書の受けた企業及びその製品品質に対して補充検査及び検査・測量をしなければならない。合格したものに対して新しい証書を発行する。

3、工業製品生産許可証制度の実施

(1)基本手続

生産許可証実施業務の基本手続は大体 4 段階に分けられている。

- a.立案及び準備：立案、証書発行準備、証書申請準備三つの手続に分けられている。
- b.証書発行実施：申告、製品に対する検査測量及び企業の証書取得必須条件に対する審査の実施、及び批准・証書発行及び公布の三つの手続に分けている。
- c.監督管理：証書を受けた企業に対する監督管理及び証書発行の必要な製品を証書なしに生産又は販売することに対する調査処理を含む。
- d.新しい証書の再交付：証書再交付計画は元の許可証の有効期限内において、新しい標準の発効日、或は元の製品の淘汰発効日前の 1 年に提出する。

(2)管理機構及び職責

- a.国家品質技術監督局は全国の工業製品生産許可証に対する統一的な管理、実施手配及び審査批准業務を担当している。その主要な職責は下記の通りである。生産許可証管理弁法及びその他の生産許可証業務と関連のある業務規定、弁法の制定；証書発行製品の立案の組織；証書発行製品の生産許可証考課細則及び製品検査測量企業

に対する審査批准等である。具体的な日常業務については全国工業製品生産許可証事務室はこれを担当する。

b.省、自治区、直轄市品質技術監督局は本管轄区における生産許可証の申告、専門家の企業品質保証システム審査への参加を組織することまたは証書発行後における監督管理業務などを担当している。その主要な職責は下記の通りであります。本地区における業界統一管理部門及び企業主管部門を組織し、企業の証書取得申告作業を担当する。省クラスの評議員の招聘又は解任、本地区における生産許可証業務関連の争議事項の調停及び処理を行う。省、自治区、直轄市品質技術監督局の下には工業製品生産許可証弁公室を設立し、上記職責に関する日常業務を担当する。

4、生産許可証管理の製品範囲

- (1)国家は強制管理を必要とする製品
- (2)人体健康、人身、財産安全に危害を及ぼす製品
- (3)省エネ、環境汚染しやすい、及び消防製品
- (4)一部の量が大きく、幅が広く、生産拡大になりやすく、コントロールの必要な製品
- (5)建築、鉱山、化学工業等の重要な工業部門に用いられ、安全に関わる製品

5、生産許可証管理の企業範囲

生産許可証の発行目録に記載された全ての製品について、中国国内においてこれらの製品を生産及び販売する全ての企業、単位及び個人は、生産許可証制度の管理範囲に属する。

(二)品質認証

1、品質認証の概念

品質認証は合格評定とも称し、合格証書又は合格標識で、ある製品又はサービスが特定の標準又はその他の技術規範に符合することを証明する活動であります。《製品品質法》と《製品品質認証管理条例》（国務院発〔1992〕83号）及びその関連規定に基づいて、中国の品質認証活動は、主に品質体系認証、製品品質認証、実験室認可及び認証人員登録等の四つの方面の内容を含む。

2、品質認証の管理機構

「製品品質法」及び国務院によって正式に批准された管理職能によれば、国家品質技術監督局は法に従って全国における品質認証業務を統一的に管理し、全国品質体系認証業務の主管機構である。国家品質技術監督局は関係する国際準則を遵守し、国外における成功経験を参照し、中国の国情に合わせて、すでに四つの認可機構を批准し設立した。

即ち、中国製品品質認証機構国家認可委員会、中国品質体系認証機構国家認可委員会、中国実験室国家認可委員会、中国認証人員国家登録委員会である。これらの機構は中国の品質認証国家認可体系を構成した。

3、品質体系認証

(1)法律根拠

中国の《製品品質法》第9条第1項は、“国は、国際的に通用する品質管理基準に基づいて、企業品質体系認証制度を推進する。企業は、自由意識の原則に基づいて、国务院の製品品質監督管理部門又は国务院の製品品質監督管理部門の授権した部門が認可した認証機構に、企業品質体系認証を申請することができる。認証を経て合格した場合は、認証機構が企業品質体系認証証書を発給する。”と定められている。これは中国品質体系認証制度組織管理の基本法律根拠である。

(2)体系認証の定義

品質体系認証は、品質体系登録とも称し、公正的な第三者、即ち国家品質技術監督局により授権された中国品質体系認証機構国家認可委員会(CNACR)によって、正式に発布した品質体系標準に従って、企業の品質体系に対して評価を行い、かつ体系認証証書を発給し、登録名簿を発布し、企業の品質体系がある体系標準に符合し、規定の品質要求に従って製品を提供する能力を有することを公衆に証明することである。

(3)体系認証の認可規範体系

中国の品質体系認証機構に関する認可規範性文書は下記2方面の内容からなる。

- a.一つは、国家品質技術監督局が「製品品質法」に基づいて発布した「品質体系認証機構認可管理弁法」(国家品質技術監督局発[1995]39号)であり、国家品質技術監督局及びCNACRが品質体系認証機構認可業務における具体的な職能、及び品質体系認証機構認可の原則手続及び認可を受けた後の基本権利義務を主に規定したものであり、中国品質体系認証機構国家認証機構国家認可制度の基本的な管理規範文書である。
- b.もう一つは、国家品質技術監督局が発布した「中国認証機構国家認可標識及び中国品質認証人員国家登録標識管理弁法」及びCNACRが発布した認可技術規範から構成する。その中に、CNACRの認可技術規範は三つの系列から構成する。即ち、CNACR-100系列“基本要求”、CNACR-200系列“実施ガイド”、CNACR-300系列“専門要求”である。CNACRが発布した認可技術規範文書において、CNACR-110

「品質体系認証機構認可基本要求」は国際準則 ISO/CASC0227 を採用した「品質体系評価及び認証 / 登録機構の基本要求」(即ち ISO/IEC ガイド 62)の全部要求と同じである。CNACR - 120「品質体系認証機構認可手続」は ISO/CASC0226「認証 / 登録機構評価及び認可の基本要求」(即ち ISO/IEC ガイド 61)における関連認可手続の規定した要求を採用した。CNACR - 210「品質体系認証機構認可基本要求の説明」は「IAF の ISO/CASC0227 (第 2 回修正)に関する使用説明」の関係内容を採用した。その他の CNACR 認可要求及び手続規範文書も関係国家認可機構の同類文書を参照した上に制定された。

(4)体系認証の実施手続

a 認証申請

企業は自由意思で選択したある体系認証機構に申請を提出する。体系認証機構は企業の提出した申請文書に基づいて、申請を受理するか否かを決定する。

b 体系審査確定

体系認証機構は国家登録審査人員数名を指定し、審査業務を実施し、審査報告を提出する。

c 審査批准及び登録証書発行

体系認証機構は審査報告に基づいて、審査を経て認証を批准するか否かを決定する。認証を批准された企業に対して体系認証証書を発行し、しかも企業の関連状況を登録し公布する。証書の有効期限は通常 3 年である。

d 監督

証書の有効期限内において、体系認証機構は毎年企業に対して少なくとも一回の監督検査を行い、企業の関連品質体系の維持状況を調査し、証明する。

(5)体系認証の認可標識

国家品質技術監督局に批准認可された全ての認証機構は、認可された業務範囲内において“中国認可”の標識を使用することができ、その認証活動は国家に認可されたことを示す。企業が国家に認可された品質体系認証機構の品質体系認証を取得した場合でも、規定に従って“中国認証機構国家認可”という標識を使用することができる。

4、製品品質認証

(1)法律根拠

《製品品質法》の第 9 条第 2 項は、“国は、国際上先進的な製品基準及び技術要求を参照して、製品品質認証制度を推進する。企業は、自由意識の原則に基づいて、国务院の製品品質監督管理部門又は国务院の製品品質監督管理部門の授権した部門が認可し

た認証機構に、企業品質認証を申請することができる。”と定められている。

(2)製品品質認証の定義

製品品質認証は製品認証とも称し、製品標準及び相応の技術要求に従って、認証機構によって確認され、かつ認証証書及び認証標識の発給を通じて、ある製品が相応の標準及び相応の技術要求に符合することを証明する活動である。

「製品品質認証管理条例」第4条によりますと、“製品品質認証は、安全認証と合格認証が分けられる。安全認証を実行する製品は「中華人民共和國標準化法」における強制的な標準の要求に符合しなければならない。合格認証を実行する製品は「標準化法」における国家標準或は業界標準の要求に符合しなければならない。”と定められている。

(3)製品認証の認可体系

中国製品品質認証機構国家認可委員会(CNACP)は国家品質技術監督局の授權に従って、製品品質認証機構に対する認可作業の具体的な実施を担当する。その主要な職責は下記の通りである。

- a. 「製品品質認証機構認可準則」(以下認可準則と略称する)等、審査、評定に関する業務文書を制定すること。
- b. 認証機構に対する審査、評定作業を担当すること。
- c. 国家品質技術監督局に認証機構に対する評定報告を提出すること。
- d. 評価、審査グループの審査、評価作業に対する認証機構の申立てを処理すること。
- e. 認証機構に対する日常監督を担当し、国家品質技術監督局に監督検査結果及び関連提案報告を提出する。

(4)製品認証標識及び証書

「製品品質認証管理条例」の規定に従って、国家品質技術監督局は「製品品質認証証書及び標識管理弁法」(国家品質技術監督局発[1992]第32号)を制定した。この弁法によれば、

- a. 製品品質認証証書は、製品が認証要求に符合する証明及び関係の認証標識の使用許可に関する法定証明文書である。認証証書は国家品質技術監督局に統一に管理、印刷され、且つ番号をつけられる。
- b. 製品品質認証標識はある特定の図面、文字或いは字母で組み合わせられ、認証管理部門によって審査批准、発布される専用品質マークである。中国は既に3種類のこのようなマークを発布した。一つは、電工製品の認証への使用が許可された長城マークで

あり、もう一つは、電子部品の認証への使用が許可された PRC マークであり、さらに、その他の製品の認証への使用が許可された方圓マークである。

5、製品認証と品質体系認証との区別

典型的な製品認証制度及び品質体系認証制度は目前各国において最も広く実施された二つの品質認証制度である。両者の主な区別は下記の通りである。

- (1)対象から言えば、製品認証の対象は特定製品であり、品質体系認証の対象は企業の品質体系である。
- (2)認証が批准される基本条件から言えば、製品認証は、製品の品質が指定された標準に符合し、且つその品質体系が指定された品質保証標準及び特定製品に対する補充要求を満足することを要求する。品質体系認証は、品質体系が申請された品質保証標準及び必要な補充要求を満足することを要求する。
- (3)証明方式から言えば、製品認証の証明方式は製品認証証書及び認証マークを獲得することである。品質体系認証の証明方式は品質体系認証証書及び認証マークを獲得することである。
- (4)証明の使用から言えば、製品認証証書は製品に使用できず、マークは製品に使用できる。品質体系認証の証書及びマークは皆製品に使用できない。
- (5)性質から言えば、製品認証は自由意識性及び強制性があり、品質体系認証は自由意識性がある。
- (6)両者の関係から言えば、製品認証資格を獲得した企業は普通体系認証を申請する必要がない（採用した品質保証標準が異なる場合を除く）。体系認証資格を獲得した企業は特定製品に対する認証を申請することができるが、品質体系の通常要求に対する検査を免除する。

四、製品品質鑑定

製品品質の状況を正確に判断し、製品争議を処理し、当事者の合法的な権益を保護するために、中国の法律では製品品質鑑定手続を設定しました。「製品品質仲裁検査及び製品品質鑑定管理弁法」（国家品質技術監督局 1999 年 4 月 1 日発布）に基づいて、製品品質鑑定とは、省クラス以上の製品品質技術監督部門が指定した鑑定組織が申請者の委託に従って、専門家を招集し、品質争議のある製品に対して調査、分析、判定して、品質鑑定報告書を提出する過程である。製品品質争議を処理する時に、製品品質鑑定は、製品品質状況を判断する主要な方式である。

（一）組織機構

製品品質鑑定を負担する組織機構は、省クラス以上の品質技術監督部門によって指定さ

れ、それは、品質検査機構でもいいし、科学研究機構、総合及び単科大学或は社会団体などでもよい。

(二) 受理範囲

1、下記申請者は、省クラス以上の品質技術監督部門に品質鑑定を申請する権利がある。

- (1) 司法機構
- (2) 仲裁機構
- (3) 品質技術監督部門或はその他の行政管理部門
- (4) 製品品質紛争を処理する関連社会団体
- (5) 製品品質争議の双方当事者

2、品質技術監督部門の受理しない品質鑑定申請は、下記の通りである。

- (1) 申請者が上記規定に符合しないこと
- (2) 製品品質要求を提出していないこと
- (3) 科学技術レベルの制限で、鑑定が実施できないこと
- (4) 製品は鑑定条件を具備しないこと
- (5) 司法機関、仲裁機関はすでに製品品質争議に対して発効した判決を下したこと

(三) 専門家グループ及びその権利と義務

1、専門家グループ

品質鑑定組織機構は、3名以上の専門家を組んで、品質鑑定専門家グループを結成する。専門家グループは、品質鑑定実施方案を制定し、品質鑑定を独立的に行う。

専門家グループのメンバは、製品品質争議の当事者と利害関係がある場合、回避すべきである。

2、専門家グループの権利

専門家グループは、下記権利を行使することができる。

- (1) 申請者に品質鑑定の関連資料の提出を要求すること
- (2) 申請者を通じて、双方当事者に関連状況を調査すること
- (3) 現場を調査すること
- (4) 品質鑑定意見を提出すること

3、専門家グループの義務

専門家グループは、下記の義務を履行すべきである。

- (1) 品質鑑定報告を正確、迅速に提出すること
- (2) 申請者の提出した品質鑑定報告の関連問題を解釈すること

(3)組織紀律及び守秘義務を遵守すること

(4)回避の関連規定を遵守すること

(四) 鑑定の実施

1、品質鑑定が現場及び実物に対する検査を必要とする場合、申請者及び争議の双方当事者は、現場において積極的に協力し、しかも相応の条件を提供すべきである。協力せず、必要な条件の提供を拒否することによって品質鑑定ができなくなる場合、品質鑑定を終了する。

2、品質鑑定が検査或は試験を必要とする場合、専門家グループは条件に符合する技術機構を選択して行い、しかもその機構によって品質鑑定報告を提出してもらう。

五、製品品質申立

「製品品質申立処理弁法」(1998年3月12日国家品質技術監督局令第51号発布)に基づいて、「製品品質法」の調整範囲に属する製品について、ユーザ、消費者が品質問題を発見した場合、品質技術監督行政部門に申立を行うことができる。各クラス品質技術監督行政部門は、専門的な業務機構或は専門人員を設け、(申立を)処理する。これは、製品品質申立である。

(一) 受理範囲及び処理

品質技術監督行政部門は、ユーザ、消費者の提出した製品品質申立について登録し、事情によって異なる処理をする。

1、刑事責任、行政責任を追究する必要のない製品品質申立について、申立て人或は被申立て人の要求により、調停方式を採用し処理を行う。

2、被申立て人が「製品品質法」の規定する“三包”義務【注】を履行しない事を摘発した製品品質申立について、責任者に是正を命じる事ができる。

3、偽、劣質商品を生産、販売する行為を摘発する製品品質申立について、司法機関に移送し、処理する。

4、下記申立について、品質技術監督行政部門は、処理しない。

(1)法院、仲裁機構或は関連行政機関はすでに受理し、或は処理した場合。

(2)争議の存在する製品について品質検査、鑑定が実施できない場合。

(3)国家の法律、法規及び規則の規定に符合しない場合。

(二) 製品品質申立に対する調停処理

製品品質争議の調停については被申立て人の所在地の県、市クラス品質技術監督行政部

門は管轄する。

申立て人及び被申立て人の同意を得た下、申立の状況を調査し、確認し、関連事実を認定し、調停を行う。調停で双方が一致を達成した場合、「製品品質争議調停書」を作成し、申立双方によって自覚的に履行される。

製品品質争議に対する調停を担当する品質技術監督行政部門は申立て人の提供した書面資料を受けた日より 30 日以内において調停を終了すべきである。

六、行政処罰

「行政処罰法」（全国人民代表大会常務委員会 1996 年 3 月 17 日発布）及び「中華人民共和国行政処罰法 の貫徹実行に関する意見」（国家品質技術監督局 1996 年 9 月 4 日発布）の規定に基づいて、県クラス以上の品質技術監督部門は技術監督法律、法規及び規則に違反する行政当事者に対して行政処罰を行う権利を有する。

（一）現場処罰

1、現場処罰の意味及び条件

現場処罰は、県クラス以上の品質技術監督行政部門が法律執行検査の現場で、技術監督法律、法規及び規則に基づいて行政当事者の違法行為に対して行った即時行政制裁である。

製品品質法律、法規及び規則に違反した行為に対して、違法事実が確実しかも法定の根拠があり、市民に対して 50 元以下、法人或はその他の組織に対して 1000 元以下の罰金或は警告の行政処罰を課す場合、その現場で処罰を実施することができる。

2、処罰の行使

法律執行行政人員は、現場での処罰を課す場合、2 名以上の人員が参加し、しかも技術監督法律執行証明書類を提示しなければならない。

法律執行行政人員が現場で処罰を実施するとき、統一的な「現場処罰決定書」を使用しなければならない。その決定書には、行政当事者の違法行為、行政処罰の根拠、罰金の金額、時間、場所及び行政機関の名前を書き、しかも法律執行行政人員によって署名或は捺印しなければならない。

法律執行行政人員は、現場処罰を実施する時、省、自治区、直轄市財政部門の統一に作った罰金領収書を提出しなければならない。

3、現場での罰金徴収

法律執行行政人員は、現場で行政処罰を決定するとき、下記情況があれば、現場で罰金を徴収することができる。

- (1)法に従って、20 元以下の罰金を課す場合

(2)現場で徴収しなければ後で執行できない場合

(3)邊遠、水上及び交通不便地区においては、法律執行行政人員が法に従って処罰を決定した後、行政処罰の相手は、指定銀行に罰金を納付することが難しいという理由で現場での納付を申込む場合

4、行政処罰の相手が現場処罰決定について不服する場合、法に従って行政再議或は行政訴訟を提起することができる。

5、行政処罰の相手が行政処罰決定を期限を超えて履行しない場合、品質技術監督行政部門は、毎日罰金金額の3%で追加罰金を課し、或は人民法院に強制執行を申請することができる。

(二) 行政事件の審理

1、行政事件の意味及び条件

行政事件とは、県クラス以上の地方各クラス品質技術監督行政部門が製品品質法律、法規及び規則に違反する市民、法人或はその他の組織の行為に対して、法に従って行政法律責任を追究する事件である。

下記情況中の一つがあれば、行政事件として立案することができる。

(1)監督管理中において行政法律責任を追究する必要を発見した場合（現場処罰の事件を除く）

(2)公民、法人或はその他の組織からの摘発は、初歩確認を経て、行政法律責任を追究する必要があると認められた場合

(3)関連部門から移送し、行政法律責任を追究する必要を認めた場合

(4)同級政府或は上級部門は指定した場合

(5)立案する必要があるその他の事件

2、管轄

県クラスの品質技術監督行政部門は、本行政地域内に発生した事件を管轄する。市（州、盟）クラス品質技術監督行政部門は、本行政地域内発生した影響の大きい事件及び普通の涉外事件を管轄する。省、自治区、直轄市品質技術監督行政部門は、本行政区における重大な影響のある事件及び涉外事件を管轄する。

3、審理方式

各クラス品質技術監督行政部門は、相応の事件審理組織を設立し、集団審議制度を実施する。ヒヤリング手続を履行すべき事件については、行政当事者は品質技術監督部門に申

請を提出し、法に従ってヒヤリングを行う。

4、処理決定

品質技術監督行政部門は審理組織の処理意見に基づいて、下記決定をそれぞれに下す。

- (1)違法事実が明らかであり、証拠が確かである場合、法に従って行政処罰を与える
- (2)違法事実が明らかであり、いきさつが著しく軽微である場合、行政処罰を免除する
- (3)調査しても実際の根拠がない場合、処罰しない
- (4)その他の行政主管部門によって更なる処理をする必要がある場合、関連部門に提案する
- (5)管轄権のない事件について、関連部門に移送し、処理するものとする

5、審理期限

品質技術監督行政部門は事件を処理するとき、普通 3 ヶ月以内に終了すべきであり、特別な事情により期限通りに終了できない場合、上級品質技術監督部門に報告し批准された後、審理期限を適当に延長できる。

(三) 行政処罰内容

偽、劣質商品の生産及び流通を禁止し、商品生産者、販売者及び消費者の合法的權益を保障し、正常な経済秩序を擁護するために、各地方政府は関連法律、法規及び地元の実情に従って、相応の「**市偽、劣質商品の生産及び販売を調査、処理する条例」を制定し、偽、劣質商品に対する調査処理及び取締の強度を強化した。各地方の制定した「**市偽、劣質商品の生産及び販売を調査、処理する条例」の内容を考査する結果、偽、劣質商品の生産及び販売行為に対する各地の行政処罰の規定は、同じではないが、しかし皆下記内容について規定を行った。

1、偽、劣質商品の生産、販売行為に対する認定

- (1)下記行為は、偽、劣質商品の生産、販売に属する
 - A.他人の登録商標を冒用し又は登録商標を偽造すること
 - B.他人の品質認証、生産許可証、名優品質マークを偽造又は冒用すること
 - C.産地、企業の名称、住所を偽造又は冒用すること
 - D.製品の中に雑物又は偽物を混ぜ、偽物を持って本物とし、不良品を持って良品とし、古いものを持って新しいものとし、又は不合格製品をもって合格製品とすること
 - E.商品の品質は、その包装、説明書等の標識と明らかに異なり、或は商品の名称は、その材質と異なること
 - F.不合格の原材料又は部品で商品を生産、組み立てること
 - G.商品は、人体健康及び人身、財産安全を保障する国家基準、業界基準、地方基準に符合しないこと

- H.人体健康及び人身、財産安全に危害のある商品を違法に生産、販売すること
- I.失効、期限切れ、変質の商品を販売すること
- J.国家が明文で淘汰した商品を生産、販売すること
- K.その他の偽、劣質商品を生産、販売すること

(2)下記行為を偽、劣質商品を生産、販売する行為と見なす

- A.品質検査合格証明がないこと
- B.中国語で製品名称、使用説明、企業名称及び住所を表示すべきのに表示しないこと
- C.製品標準コード、規格、グレード、主要成分の名前及び含有量を表示すべきのに表示しないこと
- D.使用期限のある商品について、生産期日及び安全使用期限または失効期日を表示せず、又は期日を書き直し、偽造すること
- E.生産許可証が必要な商品について、生産許可証番号、批准期日及び有効期限を表示しないこと
- F.商品自身の損壊が容易であり、或は商品は人体健康及び人身、財産安全に危害を与える可能性があるため、警告標識或は中国語の警告説明を表示すべきのに表示しないこと
- G.不合格商品を処理品として販売するとき、顕著な部位で“処理品”の文字を表示しないこと

2、偽、劣質商品を生産、販売する行為に対する行政処罰

(1)上記(1)条のA、B、C、D、E、F項の商品を生産、販売する場合、普通には“生産、販売の停止を命令し、偽、劣質商品を差押え、商標標識及びその他の標識を除去させる”との処罰を与え、同時に

B、C項の行為に対して、50000元以下の罰金を課し、直接責任者及び主管責任者それぞれに1000元以上3000元以下の罰金を課す。

D、E、F項の行為に対して、未販売商品の同類商品規格品の総代金の20% - 50%、すでに販売した商品による所得の1 - 5倍の罰金を課す。

(2)上記(1)条のG、I項の商品を生産、販売する場合、普通“生産、販売の停止を命令し、商品及び違法所得を没収する”との処罰を与え、同時に未販売商品の同類商品規格品の総代金の30% - 50%、すでに販売した商品による所得の3 - 5倍の罰金を課す。

(3)上記(1)条のH項の商品を生産、販売する場合、普通“生産、販売の停止を命令し、商品及び違法所得を没収する”との処罰を与え、同時に未販売商品の同類商品規格品の総代金の30% - 50%、すでに販売した商品による所得の4 - 5倍の罰金を課す。

(4)上記(1)条のK項の商品を生産、販売する場合、普通“生産、販売の停止を命令し、生産した商品、又は規定期限内に未販売の商品を没収し、違法所得を没収する”との処罰を与え、同時に違法所得の2 - 5倍の罰金を課す。

(5)上記(2)条のA、B、C項の商品を生産、販売する場合、普通“改正を求め、同時に未販売商品の同類商品規格品の総代金の5% - 15%、すでに販売した商品による所得の10% - 20%の罰金を課す”との処罰を与える。

(6)上記(2)条のD、E、F、G項の商品を生産、販売する場合、普通“違法所得を没収し、同時に未販売商品の同類商品規格品の総代金の10% - 20%、すでに販売した商品による所得の15% - 20%の罰金を課す”との処罰を与える。

(7)上記の違法所得が確定しかねる場合、商品の価値により1,000,000元以下の罰金を課す。

3、偽、劣質商品の生産、販売に対する重きに従い処罰

偽、劣質商品を生産、販売する下記行為に対して、各地は、皆重きに従い処罰を規定し、しかも情状が嚴重である場合、違法金額の6倍から10倍までの罰金を課すことができる。

(1)偽、劣質の農薬、農作物の種、化学肥料、飼料、建築材料、薬品、食品等工業、農業の生産及び人身健康に危害のある商品を生産、販売する場合

(2)証書、ライセンスなしに、偽、劣質商品を生産、販売する場合

(3)何回処罰された後もまた違法行為をする場合

4、偽、劣質商品の生産、販売に関連する行為に対する処罰

偽、劣質商品の生産、販売に関連する下記行為に対して、各地は皆比較的に嚴重な処罰を与える。

(1)偽、劣質商品の生産、販売方法を教え伝える者に対して、違法所得を没収し、5000元以上10000元以下の罰金を科す。人体健康、人身財産安全に危害を及ぼす場合、違法所得を没収し、しかも10000元以上30000元以下の罰金を科す。

(2)生産者、販売者が故意に偽、劣質商品を購入する場合、購買した偽、劣質商品を没収し、購買金額の10% - 20%の罰金を科す。

(3)偽、劣質商品の生産、販売に場所、設備、資金及びその他の便利条件を提供する場

合、是正を求め、その徴収した賃金、使用料及び提供した資金を没収し、10000 元以上 50000 元以下の罰金を科し、情状が嚴重である場合、設備を没収し、50000 元以上 100000 元以下の罰金を科す。

(4) 倉庫保管者及び運送者が故意に偽、劣質商品を貯蔵、運送する場合、貨物の持ち主の貯蔵、運送した偽、劣質商品を没収し、保管者、運送者の違法所得を没収し、しかも貯蔵、運送した偽、劣質商品総価値の 10% - 30%に相当する罰金を科し、情状が嚴重である場合、その提供した運送工具も没収する。

(5) 偽、劣質商品の商標標識を印刷及び販売し、著名優良標識、認証標識、検査免除標識等の品質標識を冒用する場合、印刷の停止を命令し、不法に印刷を受注された商品、印刷設備、鋳型及び違法所得を没収し、印刷を受注された製品の総価値の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科し、生産の停止、整頓を命令する。

(6) 広告経営者が設計、制作、掲載、放送、張付、又はその他の方式によって偽、劣質商品に広告サービスを提供する場合、広告発布の停止を命令し、公開に更正することを求め、広告費を没収し、広告費用の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科し、情状が嚴重である場合、法に従って営業免許を取り消す。

七、刑事責任

偽、劣質商品を生産、販売する情状が嚴重な者に対して、法に従って刑事責任を追究することができる。「中華人民共和国刑法」第 3 章第 1 節は“偽、劣質商品を生産、販売する罪”を設定し、各項目の犯罪行為及びその科すべき刑事処罰について詳細に規定した。

(一) 偽、劣質商品を生産、販売する罪

刑法第 140 条は、“生産者又は販売者で製品の中に雑物又は偽物を混ぜ、偽物を持って本物とし、不良品を持って良品とし、又は不合格製品を持って合格製品とし、販売金額が 5 万元以上 20 万元未満であるものは、2 年以下の有期徒刑若しくは拘役に処し、販売金額の 100 分の 50 以上 2 倍以下の罰金を併科し、又は単科する。販売金額が 20 万元以上 50 万元未満である場合は、2 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、販売金額の 100 分の 50 以上 2 倍以下の罰金を併科する。販売金額が 50 万元以上 200 万元未満である場合は、7 年以上の有期徒刑に処し、販売金額の 100 分の 50 以上 2 倍以下の罰金を併科する。販売金額が 200 万元以上である場合は、15 年の有期徒刑又は無期懲役に処し、販売金額の 100 分の 50 以上 2 倍以下の罰金又は財産没収を併科する。”と定められている。

(二) 虚偽の薬品を生産、販売する罪

刑法第 141 条は、“虚偽の薬品を生産し、又は販売し、人体の健康に重大な危害を及ぼすに足りる者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、販売金額の 100 分の 50 以上 2 倍以下の罰金を併科し、又は単科する。人体の健康に重大な危害をもたらした者は、3 年以上

10年以下の有期懲役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金を併科する。人を死亡させ、又は人体の健康に対して特別に重大な危害をもたらした者は、10年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金又は財産没収を併科する。”と定められている。

(三) 劣悪な薬品を生産、販売する罪

刑法第142条は、“劣悪な薬品を生産し、又は販売し、人体の健康に重大な危害をもたらした者は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金を併科する。結果が特別に重大である場合は、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金又は財産没収を併科する。”と定められている。

(四) 衛生標準に適合しない食品を生産、販売する罪

刑法第143条は、“衛生標準に適合しない食品を生産し、又は販売し、重大な食物中毒事故その他重大な食源性疾患をもたらすのに足りる者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金を併科し、又は単科する。人体の健康に対して重大な危害をもたらした場合は、3年以上7年以下の有期懲役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金を併科する。結果が特別に重大である場合は、7年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金又は財産没収を併科する。”と定められている。

(五) 有毒、有害食品を生産、販売する罪

刑法第144条は、“生産し、若しくは販売する食品中に有毒な、若しくは有害な非食品原料を混入し、又は有毒な、若しくは有害な非食品原料が混入されていることを明らかに知りながら食品を販売した者は、5年以下の有期懲役又は拘役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金を併科し、又は単科する。重大な食物中毒事故その他の重大な食源性疾患をもたらし、人体の健康に対して重大な危害をもたらした場合は、5年以上10年以下の有期懲役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金を併科する。人を死亡させ、又は人体の健康に特別に重大な危害をもたらした場合は、第141条の規定により処罰する。”と定められている。

(六) 衛生標準に適合しない医療用機械を生産、販売する罪

刑法第145条は、“人体の健康を保障する国家標準若しくは業種標準に適合しない医療機械若しくは医療衛生材料を生産し、又は人体の健康を保障する国家標準若しくは業種標準に適合しない物であることを明らかに知りながら医療機械若しくは医療衛生材料を販売し、人体の健康に重大な危害をもたらした者は、5年以下の有期懲役に処し、販売金額の

100分の50以上2倍以下の罰金を併科する。結果が特別に重大である場合は、5年以上10年以下の有期懲役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金を併科する。そのうちで情状が特別に悪辣な場合は、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金又は財産没収を併科する。”と定められている。

(七) 安全標準に適合しない製品を生産、販売する罪

刑法第146条は、“人身及び財産の安全を保障する国家標準若しくは業種標準に適合しない電気製品、圧力容器、燃えやすく、若しくは爆発しやすい製品その他の人身の安全若しくは財産の安全を保障する国家標準若しくは業種標準に適合しない物であることを明らかに知りながら製品を販売し、重大な結果をもたらした者は、5年以下の有期懲役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金を併科する。結果が特別に重大である場合は、5年以上の有期懲役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金を併科する。”と定められている。

(八) 虚偽の農薬、獣薬、化学肥料、種子を生産、販売する罪

刑法第147条は、“虚偽の農薬、虚偽の獣薬若しくは虚偽の化学肥料を生産し、虚偽であり、若しくは使用効能を失った農薬、獣薬、化学肥料若しくは種子であることを明らかに知りながらこれらを販売した者で、又は生産者若しくは販売者で不合格の農薬、獣薬、化学肥料若しくは種子を合格した農薬、獣薬、化学肥料若しくは種子であると偽り、生産に比較的大きな損害を被らせたものは、3年以下の有期懲役若しくは拘役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金を併科し、又は単科する。生産に重大な損害を被らせた場合は、3年以上7年以下の有期懲役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金を併科する。生産に特別に重大な損害を被らせた場合は、7年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金又は財産没収を併科する。”と定められている。

(九) 衛生標準に適合しない化粧品を生産、販売する罪

刑法第148条は、“衛生標準に適合しない化粧品を製造し、又は衛生標準に適合しない化粧品であることを明らかに知りながらこれを販売し、重大な結果をもたらした者は、3年以下の有期懲役若しくは拘役に処し、販売金額の100分の50以上2倍以下の罰金を併科し、又は単科する。”と定められている。

(十) 単位が上記9項目に規定する罪を犯した場合は、単位は罰金に処し、かつ、その直接に責任を負う主管者その他の直接責任者は当該各条の規定により処罰する。

八、1998年度国家監督抜取検査の製品品質情況（国家品質技術監督局1998年第43号公

告による)

(一) 概況

1998年に、国家監督抜取検査は、合計6233社の企業における199類7770種の製品を抜取って検査し、そのうち合格したのは5828種である。

1、四半期毎に手配される国家監督抜取検査は、四つの四半期で合計5341社の企業における176類6770種の製品を抜取って検査し、そのうち合格したのは5269種で、平均抜取合格率は77.8%である。

2、いつも品質が比較的目立つ重点製品について、1年間11回国家監督専門抜取検査を手配し、合計802社の企業における23類1000種製品を抜取って検査し、そのうち合格したのは559種で、平均抜取合格率は55.9%である。

1998年1～4四半期国家監督抜き取り検査の状況から見れば、下記特徴が現れている。

1、四つの四半期を経た国家監督抜取検査の合格率から見れば、1～4四半期抜き取り検査の合格率は、それぞれ76.5%、77.8%、78.0%、78.9%である。1998年における製品品質全体では安定しつつ上昇する傾向が呈している。

2、大型企業の抜取検査合格率は、高く、小型企業の製品合格率は、低い。

大、中、小型企業の製品抜取検査合格率は、それぞれ93.2%、85.9%と70.3%である。大型企業は、小型企業より22.9%高い。

3、国有及び三資企業の製品合格率は、高く、個人、私営企業の製品合格率は、低い。

国有、三資、株式、集体、個人(私営)企業の製品合格率は、それぞれ84.2%、83.4%、77.1%、73.2%と63.1%である。国有及び三資企業は、個人、私営企業の合格率より20%以上高い。

4、生産分野の製品合格率は、高く、流通分野の商品合格率は、低い。

生産分野の製品合格率は、78.9%であり、流通分野の商品合格率は、69.1%であり、両者の差は、9.8%である。

5、生産資料製品の合格率は、高く、消費財の合格率は、低い。

生産資料製品の合格率は、79.6%であり、消費財の合格率は、74.0%である。生産資料製品において、工業生産資料製品の合格率は、79.6%であり、農業生産資料のは、79.4%であり、両者は、大体同じである。消費類製品において、一般消費財の合格率は、74.3%であり、耐用消費財のは、72.9%であり、前者は、後者よりやや高い。

6、非鉄金属及び冶金製品の合格率は、高く、公共安全及び消防製品、石油化学製品の合格率は、低い。

各業界製品の状況から見れば、非鉄金属、冶金製品の合格率は、それぞれ95.2%と92.7%であり、医療器材、繊維、建築材料、電子製品の合格率は、それぞれ83.3%、81.8%、79.5%と78.4%であり、皆平均合格率より高い。鋁用製品の合格率は、77.8%であり、平均合格率と同じである。公共安全及び消防製品、石油化学製品の合格率は、それぞれ68.9%と52.5%しかなく、化学工業、軽工業、機械製品の合格率は、それぞれ77.2%、76.2%と76.0%

であり、皆平均合格率より低い。

7、湖南、河南、上海、安徽、天津等の省、直轄市製品の合格率は、比較的高く、広東省製品の合格率は、比較的低い。

1年間に於いて抜取検査をされた企業数が100社を超えた16ヶ省、自治区、直轄市に対する統計によると、湖南、河南、上海、安徽、天津等の5ヶ省、自治区、直轄市の合格率は、皆80%以上であり、それぞれは82.1%、81.5%、80.8%、80.3%、80.2%である。広東省製品の合格率は、73.8%であり、全国31ヶ省（区、市）の中において最も低い。

8、重点的なフォローアップを行った製品の合格率は、平均合格率よりやや高い。

重点的なフォローアップを行った製品の合格率は、80.8%であり、平均合格率の77.8%より3%高い。

（二）目前の存在する問題

1、小型企業は全国製品品質総体のレベルアップを制約する鍵である。

四つの四半期で行った監督抜取検査の状況から見れば、抜取検査した小型企業の生産した製品は合計3959種であり、抜取検査製品総数の58.8%を占め、小型企業製品の平均合格率は70.3%しかなく、大、中型企業より遥かに低い。特に消費者と密接な関係のある一部製品においては、小型企業の製品品質はもっと低い。例えば、小型企業の家庭用ガスコンロ製品に対する抜取検査の結果、合格率は66.7%しかない。小型企業の調製粉ミルクに対する抜取検査の結果、合格率はゼロである。その他、抜取検査において合格した製品の中にも、相当一部の小型企業は推薦性基準に要求された企業基準より低い基準を採用し生産を行ったので、実物の品質は高くない。この他、1-4四半期の抜取検査において発見した2回連続不合格の7社の企業の全ては小型企業である。従って、小型企業はすでに中国製品品質総体のレベルアップを制約する主要な要素になった。

2、個人、私営企業の品質問題が著しい

四つの四半期の抜取検査の結果を総じて分析すれば、個人、私営企業製品の平均合格率は、63.1%しかなく、各類型企業において最低であり、品質問題が非常に深刻である。特に第2四半期の抜取検査において、個人、私営企業の合格率は、50%以下であり、そのうち、塔式クレーン、商用電器蒸し器、石綿を混ぜたセメント波状瓦、表面活性剤分散剤MF等製品の合格率は、皆ゼロである。個人、私営企業製品合格率低下の主要な原因：一つは、一部の個人、私営企業の経営理念が正しくなく、品質意識が薄いので、手間を抜き材料をごまかして粗製濫造したことである。もう一つは、相当一部の個人、私営企業に必要な技術装備及び検査条件が欠け、従業員の素質が悪く、技術、管理レベルが低いことである。この類の企業に対する管理を強化、改善し、法律執行及び処理の強化を増大することは、今後の業務重点であるべきである。

3、郷鎮企業がグレードアップの試練を面している

1 4 四半期に、郷鎮企業製品の合格率は、平均 71.2%であり、各類型企業の平均合格率 77.8%より 6.6%低い。しかも、四つの四半期での合格率は、皆当該四半期の平均合格率より低い。80 年代以来、郷鎮企業は、大きな発展を遂げ、一部の郷鎮企業は、既に国家の大中型企業になった。企業の規模、素質及び製品品質は、皆比較的大きく向上した。しかし、総体から見れば、多数の郷鎮企業の全体素質は、依然として低く、製品の科学技術含有量が高くなく、品質問題が比較的多く、市場競争力が弱く、経営管理が粗放であり、装備が劣り、専門技術人材が欠け、製品の等級が低く、構造的矛盾がだんだん突出になる。中国がすでに物が不足という経済から買い手市場に進入した現在において、郷鎮企業も同様に 2 次創業の問題を面している。このグレードアップの試練を如何に受けることは、既に郷鎮企業の新しい課題になった。

4、人身の安全健康に直接に影響する一部の製品の品質が心配され得る

1998 年上半期に、調製粉ミルクを抜取検査した時、47 種の製品を検査し、合格率は僅か 10.6%であり、52.4%の製品の衛生指標が不合格である。下半期に茶を検査し、抜取検査した 136 種製品のうち、僅か 25.7%が合格であり、そのうち衛生指標不合格の状況が比較的深刻であり、特に福建地区における茶原料生産のジャスミンティー及びウロン茶の農薬残留量が基準を超えることが目立つ。整骨科内固定器材は患者の体内に埋める医療機械製品であり、第 1 四半期の抜取検査において、一部の企業がこの類の製品を生産する時、工業用ステンレス材料で医療用鋼を代替し、この他、規定に従って耐腐蝕及び表面微ひび実験をしないことによって、製品にさび及び微ひびが生じたことを発見した。このような製品が一旦使用すれば、患者の傷口の癒合に影響を直接与え、障害さえ引起す可能性がある。砂糖漬食品を抜取検査した時、サッカリン、安息香酸、着色剤等食品添加剤が基準を超えた製品は抜取検査を受けた製品総数の 3 分の 1 以上を超え、食品添加剤を大量に使用する問題が目立つ。量を過ぎて食品添加剤を使用することは、人体に発癌効果がある。

5、市場商品品質問題が多く、専門市場商品品質問題が深刻

1 4 四半期、流通領域商品の平均合格率は、70%未満、生産領域製品の平均合格率より約 10%低い。専門市場から見れば、第 2 四半期に、糧油集散及び卸売市場で、60 社の個人又は集体経営の露店が販売した 63 ロットの小麦粉製品を抜き取り検査した結果、合格率は僅か 57.1%である。浙江路橋区、山東臨沂等いくつか中国における比較的大きな農業物資専門市場で、手動噴霧器製品を抜取検査した結果、全て不合格である。抜取検査においては、中国におけるいくつか大きな農業物資専門市場の個人露店において、品質問題の大きい手動噴霧器製品を何処でも見え、このような製品の殆どは製品合格証及び製品使用説明書がなく、しかも使用者の安全を脅かす問題が多く存在している。1998 年下半期、北京、

上海等 14 個の都市及び北京、丹陽における二つのメガネ専門市場の 161 社企業が販売した 201 種組立てるメガネについて抜取検査を行った結果、合格したのは僅か 53.7%である。

6、一部製品の品質問題が地域性の特徴を呈している

広東省広州、潮汕地区は砂糖漬の主要な産地であり、第 1 四半期に、広東省における 25 種の砂糖漬製品について抜取検査を行った、合格率は僅か 28.0%である。北京市の順義、大興、房山等の区、県において検査した時、この地区における個人、私営企業が偽、劣質の自動車エンジン冷却液を製造、販売する状況は比較的深刻である。第 2 四半期に、浙江省の永康、樂清等の地区で、13 社企業の生産した 13 種ばね秤製品について抜取検査を行った結果、合格率は 30.8%である。広東省の東莞、中山等の地区で、8 社企業の生産した 14 種ばね秤製品について抜取検査を行った結果、合格率は 35.7%である。下半期、河北省沙河市の生産した小平拉ガラスについて抜取検査を行った結果、こともあろうに皆不合格である。

7、一部の企業は法制意識がいまなお薄く、国家の関連法律、法規を執行しない。主に下記の通り現している。

(1) 山東省 博長城ガラスモザイクタイル社、江蘇省武進市蘇南伝動機械社、河南省長葛市後河辛庄陶磁器社、上海嘉樂ドリンク機械有限公司、浙江省蕭山市シリンダー蓋社等の 29 社企業は国家の関連法律、法規の規定を無視し、国家監督抜取検査を公然と拒否した。

(2) 生産許可に関する国家の関連規定を執行しない。例えば、第 2 四半期において、21 社企業の生産した 21 種の電熱食品オープン製品について抜取検査を行った結果、3 分の 1 の製品は生産許可証がなく、しかもこのような許可証なしの製品は皆不合格である。年初において農薬製品について抜取り検査をした時、17 社企業の中において、9 社は規定に従って農薬登録証を取得せず、検査総数の 52.9%を占めた。

(3) 無標識生産。第 3 四半期の抜取検査においては、一部のハム及び分梳カシミヤ製品の生産企業はいまなお無標識生産をしている。

(三) 処理結果

1998 年国家監督抜取検査の結果によれば、国家品質技術監督局は“優を保護し、劣を治める”という原則に従って、1 年間に抜取検査をした製品の生産企業の中に、1996 年以来国家監督抜取検査に 3 回以上合格し、製品が国家又は業界の強制性、推薦性基準の要求に完全に符合し、しかも 1996 年以来各回の国家監督抜取検査において不合格の結果が 1 回もない企業に対して、公開表彰をし、各地の品質技術監督部門もこのような企業について大きく宣伝し、ユーザ及び企業の購入と消費を誘導した。

同時に、1998年國家監督抜取検査において反映された各種の問題について、各地品質技術監督部門は下記措置を重点的に講じた。

1、小型企業、個人（私営）企業に対する品質監督の程度をさらに増大し、これらの企業、特に企業のトップの法制意識及び品質意識の向上を促し、企業の製品規準の制定及び改善を助け、無標識生産を無くし、管理基礎作業を強化し、計量検測手段を健全化し、製品品質を厳しく検査し、製品品質を保証、向上する。

2、露店、市場を整理するという國家品質技術監督局の要求に従って、市場に対する監督管理を強化し、専門市場に対する整理の程度を増大し、しかも、出所を追跡し、巢窟を取締る等の作業の展開に協力し、厳しい整頓によって、市場を規範化し、ユーザ及び消費者の合法的な權益を有効に保護する。偽、劣質製品を大量に販売する企業又は個人に対して、法に従って、販売の即時停止を命じ、しかも嚴重に処罰する。同時に、品質技術監督部門の専門優勢及び技術手段を發揮し、各専門市場が品質自律構造を設立、健全化することに協力する。

3、抜取検査において発見した区域性品質問題について、関連の省、市品質技術監督部門は対策を切実に採って、問題を查察し、原因を分析し、徹底的な整頓を行う。1998年における各期國家監督抜取検査通報において名前を記載された地方は、区域性品質問題に対する整理状況を特定問題として國家品質技術監督局に報告すべきである。

4、後処理の程度をさらに増大させる。監督抜取検査で不合格の製品の生産企業に対して、一律整頓改造を命じ、しかも整頓改造の期限が満了する時に厳しく再検査する。再検査で不合格の企業に対して、あくまで國務院の指示の要求に従って、經濟貿易委員会と一緒に企業の操業停止及び整頓を命じる。傾向性のある品質問題について、製品品質分析会制度を継続する。2回連続で國家監督抜取検査において不合格の場合、國家品質技術監督局により、企業トップの免職又は營業免許の取消をそれぞれ地方政府又は工商行政管理部门に提案される企業に対しては、関連対策の実行を督促し、同時に、関連法律、法規に従って、相応の經濟処罰を与える。

5、監督をサービスと結びつける原則に従って、企業に対する援助、督促作業及び技術サービスを強化し、総合管理を実行する。企業に対する育成訓練、不合格企業の経営者を対象とする学習班等の形によって、企業の法制意識の増強を誘導し、“品質第一”の考え方をしっかりと立てる。企業の内部品質管理の改善、品質コントロールの厳格化、工芸裝備の改進、製品品質検査の厳格化、企業全体の質の向上を援助し、企業を品質による効果及び利益という發展道路へ導く。

九、「品質振興綱要」及び立法動態

(一)《品質振興綱要》について

国民経済社会発展“九五”計画及び2010年長期目標綱要を貫徹実行し、中国の主要産業の全体品質及び企業の管理レベルを根本的に向上させる為に、国務院は1996年12月24日において、《品質振興綱要（1996年～2010年）》を正式に発布した。この綱要は、中国の製品品質、工事品質及びサービス品質の更なる向上に対して、重要かつ決定的な役割を果たす。

1、主要内容

(1)現状及び情勢

改革開放以来、中国における品質作業は大きく進歩し、特に品質立法はますます完璧になるので、品質作業を法制化軌道に徐々に載せた。しかし、中国の製品品質、工事品質、サービス品質の全体レベルは先進国と比べれば、差が尚大きい。品質問題が尚中国の経済発展における戦略問題の一つである。

(2)主要目標

5年から15年の努力を経て、中国主要産業の全体的な素質及び企業の品質管理レベルを根本的に向上させ、中国の製品品質、工事品質及びサービス品質を新しい段階に突入させる。その中に最も重視すべきのは原材料、基礎部品類、重大設備類、消費品類等の重点製品の品質である。

(3)全民意識を増強し、労働者の素質を向上させる

様々な方法を利用し、全社会において品質法律、法規に関する知識教育を普及し、全民族の品質法制意識を増強させる。企業の経営者及び労働者に対する品質管理教育を強化し、労働者に対する労働技能訓練を積極的に行い、労働者素質の向上を品質向上の重要な一環とする。

(4)管理及び政策誘導を強化する

各クラス人民政府は技術進歩、製品構成の調整、著名商標発展戦略の実施、民族工業の振興等の政策誘導を通じて、品質作業に対する指導及び管理を強化する。

(5)法制管理及び監察の程度を強化する

品質管理に関する法制建設を加速させ、品質管理法規を更に健全化する。

(6)市場の品質規則及び社会の監督構造を健全化する

流通市場に進入した商品には規範的な品質標識を付けなければならない。商品品質問題の処理においては規範的な手続が必要である。商業企業は納入商品に対する品質検査、検収を切実に強化しなければならない。商品市場は品質監督管理機構を設立しなければならない。

(7) 企業の基礎業務及び内部品質管理を強化する

企業は機能的な企業品質保証体制を設立しなければならない。企業の工場長は企業の品質作業に対して全ての責任を負わなければならない。そして標準に従って厳格に生産し、技術進歩の進展を増大させ、国際通用の「品質管理及び品質保証」の標準に従って、全面的、科学的な品質管理システム及び品質管理規則制度を設立しなければならない。

(8) 組織及び実施

各地の人民政府及び国务院の関係部門は品質作業に対する統一的な計画及び指導を切実に強化しなければならない。各地区、各業界は実際情況に基づいて具体的な実施計画を制定しなければならない。

2、2000年業務目標

(1) 2000年まで、中国主要産業の全体素質は明らかに向上し、しかも若干国際競争力のあ
る重点産業及び一部の大型企業と企業グループは初步に形成する。

(2) 2000年まで、75%以上の主要製品は国際標準或は国外の先進標準に従って生産され、
製品のアフタサービスは明らかに改善する。国家重点製品不変性追跡監督抜取検査合
格率は90%以上に達する。輸出製品の合格率は100%に達する。主要産業における製
品品質及びサービスは国家標準に達する。

(3) 2010年まで、上記第(2)項における各項目の指標は皆5%から10%の引上げがある。

(二) 立法動態及び重点

1、《製品品質法》の修正

品質法制業務を強化し、製品品質に関する法律法規を健全化し、《品質振興綱要》の既定目標の実現に合わせるために、全国人民代表大会常務委員会は国务院に提出された《中華人民共和国製品品質法修正案(ドラフト)》を審議している。主な修正点は下記の通りである。

(1)品質作業における目立った問題及び存在する処罰が軽い、操作性がないという問題について、法律の執行強度の増大の為に法律法規の保障を提供し、現有の法律法規に対して真面目に整理し、社会主義市場経済の発展要求に符合しない内容を修正し、しかもこれを契機として、マクロコントロールから生産、流通及び消費へ、互いに協調し、操作性の大きい品質法規システムを迅速に形成する。

(2)品質監督抜取検査制度をさらに完備する。

2、《製品品質業務を更に強化する若干問題に関する国务院の決定》

《中華人民共和国製品品質法》及び《品質振興綱要（1996年～2010年）》を真剣かつ全面的に貫徹実行し、中国の製品品質全体レベルを向上させ、国民経済の持続的、迅速的、健康的な発展を促進する為に、国务院は1999年12月5日において、《製品品質業務を更に強化する若干問題に関する決定》を發布し、今後の品質業務において、下記のいくつかの重点内容を中心として、管理を強化し、実行を徹底し、中国の製品品質、工品質及びサービス品質を新しい段階に突入させることを再度強調した。

(1)製品品質監督抜取検査制度を完備する

国家品質技術監督局は人体健康及び人身と財産安全に係わる製品、国計民生に係わる重要な製品、消費者の反応が強い製品を監督抜取検査の重点として、監督抜取検査の製品目録を公布し、生産及び流通領域における製品品質に対して追跡監督抜取検査を迅速に実施する。

(2)処罰の強度を増大する

品質技術監督部門は監督抜取検査において不合格の製品及び生産企業に対して、迅速に社会に公告し、しかも当地の政府及び関係部門に通報し、期限を設けて生産企業に整顿改造を命じる。国家監督抜取検査において、企業の主要製品が二回連続で不合格である場合、品質技術監督部門は工商行政管理部門に企業の営業ライセンスの取消を提案し、しかも社会に企業及びその主要責任者のリストを公布し、法定手続に従ってその法定代表者或は責任者を免職し、しかも免職日から三年間以内に如何なる企業もその人を法定代表者として招聘してはならない。監督抜取検査を拒否した全ての企業に対して、その製品を不合格とし、しかもその企業に対して強制的な監督抜取検査を実施する。これによって発生した全ての費用は検査を拒否した企業によって負担される。

(3)検査免除制度を実行する

製品の品質が長期間において安定し、市場シェアが高く、企業の標準が国家の関連標準に達し又はそれより厳しい、及び国家或は省、自治区、直轄市品質技術監督部門の抜取

検査において三回以上連続に合格した製品は、検査免除製品と認定することができる。検査免除製品の目録は省クラス以上の品質技術監督部門によって確定され、社会に定期的に公告し、しかも検査免除のマークを使用する。その製品に対して一定の期間内において各地区、各部門に行われる各種形式の検査を免除する。検査免除の製品が一旦品質問題が現せば、その検査免除の資格を取消し、しかも法に従って重きに従い処罰する。

(4)重点を突出させ、偽物の製造、販売違法犯罪行為を厳しく取締る

発見した全ての偽物の製造、販売事件に対して徹底的に調査、処理する。発見した偽、劣質製品を全て保存、押収し、しかも没収し、市場に進入させない。偽物の製造、販売行為が一旦確認された場合、関係生産者及び経営者の営業ライセンス、生産許可証、経営許可証を取消すべきである。偽物を製造、販売する行為があった経理（工場長）及び直接責任者に対して、その名義で如何なる新しい企業も登録してはならない。刑法に違反した場合、法に従って司法機関に移送し、刑事責任を追及する。有効な措置をとって、偽、劣質製品が何回禁止されても後が絶たない市場を重きに従い整理し、管理する。人体健康及び人身、財産の安全に危害を及ぼす古い物資及び中古設備の再利用を厳禁する。品質技術監督行政法律執行人員は法に従って厳格に行政行為を行い、法規違反の法律執行に対して厳しく処理する。

(5)“偽物を取締り、名優を保護する”ことを守る

製品標識に対する管理を強化し、名優企業の製品を偽る違法行為に対する取締りの強度を増大させ、“安心商店街”の養成活動を遂行し、“安心商店街”の区域内において販売された製品が品質、計量、商標、標識等の面において違法問題が無いことを確保する。

十、偽を取締る重要な事件に対するケーススタディー（国家品質技術監督局情報センター主催の中国品質情報ネットより）

（一）佳木斯市農峰農業物資貿易センターが劣質の化学肥料を販売する事件

1999年4月15日、黒龍江省佳木斯市品質技術監督局は、市民の摘発により、当該市の農峰農業生産資料貿易センター第2取次販売店（安慶街80号）に対して法律執行検査を行い、安慶共用鉄道専用線貨物置場及び佳南物資貿易有限公司倉庫で、合格証も、検査報告も、購入伝票もない顆粒硫酸カリウムを発見し押収した。抜取検査によると、これらの硫酸カリウムにおける有効肥料含有量は僅か0.3%であり、しかし、黒龍江省の正常な土壌におけるカリウムの含有量は0.7%であるので、劣質の硫酸カリウムに属する。調査によれば、当該取次販売店の硫酸カリウムはすべて連雲港にある7つの化学工場から購入され、合計購入数は660トンであり、貨物の札価値は93万元である。そのうちの300トンは、すで

に同江、富錦、蘿北、勤得利、鶴崗及び佳木斯市近郊地区等の農業物資市場に流入したようである。

1999年4月16日、黒龍江省品質技術監督局は、緊急通知を出し、これらの流出した劣質化学肥料をを迅速に追究するよう各地に要求した。目前、ハルビン、齊齊哈爾、鷄西等の地区においても、連雲港から購入した偽劣質化学肥料が発見された。全省各地において発見した偽、劣質化学肥料の総数は既に1200トンに達した。

(二) 湖南益湘アルミニウム業有限公司が国家の明文で廃止した“85基準”圧力釜を生産する事件

1998年9月18日、沈陽双喜圧力釜製造会社の摘発により、湖南省打仮弁公室により組織し、省の品質技術監督局、長沙市品質技術監督局及び長沙市工商行政管理局は、湖南益湘アルミニウム業有限公司に対して臨時検査を行い、現場で当該会社の生産した“85基準”圧力釜及び蓋の開閉安全措置の無い圧力釜合計21032個、生産期日を偽造し、沈陽双喜本社の社名、住所を冒用する圧力釜10878個及び一部の包装物を発見し押収した。その後、長沙市品質技術監督局は立案し、全面的に、深く調査を行った。当該局が常德、衡陽、株州、武漢、南昌等の地区及び当該市における一部の専門市場に人員を派遣し調査し、証拠を取調べた結果、湖南益湘アルミニウム業有限公司は、1997年1月から1998年9月までの間に、国家の明文で廃止した“85基準”圧力釜合計164581個を生産し、その札価値は1034.7万元である。

(三) 広東潮陽における区域性偽、劣質電池を製造、販売する事件

企業の摘発により、広東潮陽市陳店鎮、峽山鎮では、長期以来、偽、劣質“南孚”、“555”、“高力”、“金霸王”、“キン量”、“ソニ”、“楽声”、“東芝”、“日立”、“PHILIP”等の有名ブランド電池をずっと生産、販売し、しかも量が大きく、幅が広く、既に組織的に印鉄、制作、包装、貯蔵輸送、日生産能力が200万個以上の偽物を製造、販売する規模化区域になった。被害企業に対する調査によれば、大部分の偽物製造拠点は自然村に置かれた。企業の摘発に従って、国家品質技術監督局は、1999年4月26日に、広東省品質技術監督局及び地元の品質技術監督局を組織し、陳店鎮及び峽山鎮に対して偽を取締る集中的な行動を行った。僅か半日で、偽物の製造、販売する拠点27個を打ち壊し、現場で“南孚”、“555”、“高力”、“金霸王”、“キン量”、“ソニ”等十数種ブランドの偽、劣質電池217万個、偽物を製造する各種の設備97台(セット)、そのうち、電池標識を印刷する鉄皮生産ライン二つを発見し押収した。偽、劣質商品の総札価値は400万元以上である。

(四) 広東潮陽奇華塑膠製品社が偽、劣質の歯ブラシを長期的に、大量に製造する事件

広東潮陽市司馬鎮の奇華塑膠製品社は、長期以来、偽の広州高露潔及び佳潔士歯ブラシ

を大量に生産し、しかも何回取締られてもまた製造する。1996年から1999年までの間に、当該会社は品質技術監督部門、工商行政管理部門によって前後併せて7回処理され、偽、劣質の高露潔、佳潔士等有名ブランド歯ブラシを100万本以上製造した。1998年11月3日、潮陽市品質技術監督局は当該会社で偽、劣質の高露潔及び佳潔士歯ブラシ20.1万本、偽物の製造機械86台を発見し押収した。1999年4月28日、広東省品質技術監督局及び潮陽市品質技術監督局は、当該会社の半製品倉庫に対して検査した時、現場で各種の偽、劣質歯ブラシ60万本ないし70万本、そのうち、偽の高露潔及び佳潔士歯ブラシ45万本を発見し押収した。

(五) 弋陽県における偽、劣質練歯磨きを製造する事件

1999年5月21日から22日まで、江西省上饒市品質技術監督局は、中国練歯磨き工業協会連合打仮弁公室の摘発により、市の公安局とともに、弋陽県青清日用化工工場に対して臨時検査を行い、場所の異なる二つの生産現場、三つの倉庫を検査し、現場で大量の偽“両面針”、“藍天六必治”、“芳草”、“中華”、“高露潔”、“黒妹”、“冷酸靈”等7種の有名ブランド練歯磨き、合計製品4866件(55.4万本)、半製品199.5万本、磨き原料278桶(合計23.63トン)、封口機械3台、梱包機1台、熱可塑機械2台、練歯磨き二管充填生産ライン1つを発見し押収した。貨物の札価値は総計200万元以上である。

(六) 上海統仁經貿有限公司が偽カラテレビを生産、販売する事件

1998年12月24日、上海市品質技術監督局は、摘発により、市公安局經保総隊の協力の下、上海統仁經貿有限公司に対して臨時検査を行い、当該会社が大量に生産、販売した長城認証標識を冒用する各種規格の“百合花”ブランドのカラテレビ1873台を発見し押収した。調査によれば、当該会社は、1998年6月12月から、認証標識を冒用し、各種規格の“百合花”カラテレビ合計2866台を生産し、853台を販売した。販売金額は、130.35万元に達し、そのうち、64センチ及び74センチの“百合花”カラテレビ716台を生産し、実際に562台を販売し、販売金額は、103.82万元に達した。

(七) 江蘇武進市隔湖営林場が偽の上海強生会社の“バンドエイド”ブランドの絆創膏を生産する事件

今年の4月8日、江蘇省武進市品質技術監督局は、上海強生会社の摘発により、武進市の隔湖営林場で上海強生会社の社名、住所を冒用する“バンドエイド”ブランドの消毒弾力性絆創膏144.6万枚、半製品15.36万枚、テープ480巻、内紙箱8.1万個、包装紙374.4万枚、紙箱1500余り個、偽物の製造機械3台を発見し押収した。

(八) 広東省順徳市杏壇鎮光華惠尔美塗料有限公司が偽のペンキ塗料を生産する事件

1999年6月16日、広東省品質技術監督局は、メーカーの摘発により、順徳市杏壇鎮光華

惠尔美塗料有限公司で、現場で偽の“立邦漆”、“ICI”漆及びその他の偽、劣質製品合計札価値 130 万元あまりを発見し押収した。この事件は、近年来広東省が一括で発見した最大の偽ペンキ塗料事件である。

留意すべきなのは、この偽ペンキを生産する会社が法定住所の工場内で偽物を生産せず、その工場附近にある三面が魚池に取込まれた隠蔽的な簡易工場の中で偽物を生産した。この 500 平米ぐらいの簡易工場内に、偽物が 4600 缶あまり、空缶が 2 万個あまり、紙箱が 4000 個、半製品が大量あり、札価値が 100 万元以上である。もしこれらの包装が全て製品に製造されれば、その札価値は 400 万元を超える。

(九) 河南省鹿邑県が偽の阿膠を製造、販売する事件。

山東阿膠集団の摘発により、鹿邑工商特種電球工場が、偽の阿膠を不法に製造、販売し、すでに四年に達しており、従業員 30 名あまり、年に偽の阿膠 200 トンを生産し、東阿集団の年生産量の 3 分の 1 近くに達し、主に広東及び安徽等の地区に販売した。1999 年 3 月 26 日、当該偽物の生産拠点は鹿邑県公安局に取締られたが、4 月 7 日午前、東阿集団が人員を派遣し、現場調査を行った時、当該会社がまた生産をしていることを発見した。4 月 14 日、中央テレビ局の記者が調査したとき、前回処分された偽物の製造設備がまた稼働していることを発見した。当日の夜 11 時 30 分前後、鹿邑県品質技術監督局、公安局は、連合して特別処理組を設立し、その製造拠点を徹底的に取り壊し、偽物の製造工具 3 台及び偽東阿阿膠商標、偽合格証、偽阿膠製品及び半製品 17 トンを発見し押収した。その札価値は、400 万元である。

(十) 天津市武清県及び河北省廊坊市安次区が病、死鶏を不法に製造、販売する事件

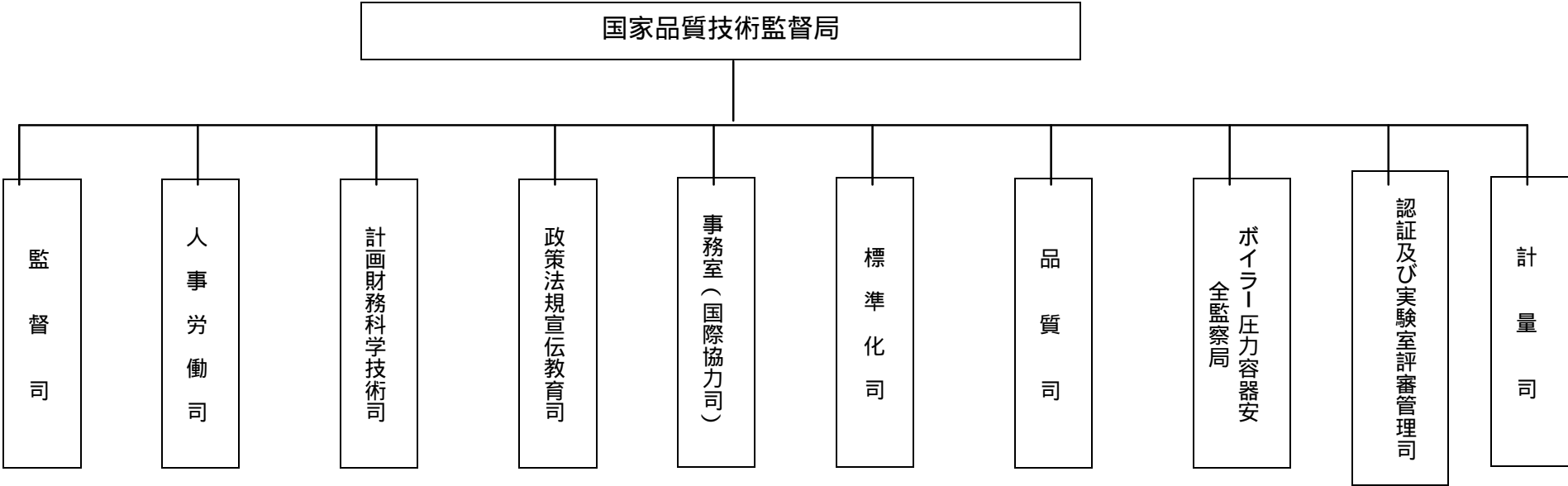
事情を知っている人の摘発により、天津市武清県及び河北省廊坊市安次区等の地域にある不法商人が、鷲、犬を飼う又はその他の飼料として使うという名義で毎日各地の鶏養殖場から大量の病、死鶏を購入し、焼き鳥、“鳩肉”に加工し、しかも北京、天津、河北、山東、山西等の地域へ大量販売し、10 年に達しているようである。1999 年 10 月 18 日夜、国家品質技術監督局及び北京、天津、河北等の現地の法律執行者は、天津市武清県及び河北省廊坊市安次区における病、死鶏の集散地及び焼き鳥の加工拠点に対して臨時検査を行い、大量の病、死鶏及び焼き鳥を発見し押収した。不法商人の白状によれば、只一ヶ所の小規模の加工拠点でも、1 日において 1000 キログラムの病、死鶏で 500 キログラムあまりの焼き鳥を加工し、販売することができる。数量の大きさ、被害地区の広さは聞く人を驚かせる。関連品質技術監督機構は不法者に対して厳しい刑罰又は経済制裁を与えた。

【注】：

三包義務とは、「中華人民共和国製品品質法」、「中華人民共和国消費者權益保護法」に基づいて、消費者の合法的な權益を保護し、販売者、修理者、または製造者が一部の商

品について負わなければならない修理、交換、または返品（即ち“三包”）という責任及び義務である。

国家品質技術監督局管理機構図



(1998年11月国務院により批准された「国家品質技術監督局職能配置、内部機構及び人員編制規定」による)

既に重点保護範囲に記入された名優企業のリスト

(1) 第1回目の重点保護製品の生産企業及びその製品のリスト(第1回目の保護名優製品リストの発布に関する通知 1998年技監局監発[1997]20号)

- 1) 玉溪紅塔タバコ集団責任有限公司の紅塔山タバコ
- 2) 貴州茅台酒社の茅台酒
- 3) 四川宜賓五糧液酒社の五糧液酒
- 4) 青島ビール株式会社の青島ビール
- 5) 広東健力宝集団会社の健力宝飲料
- 6) 上海連合利華有限公司の力士化粧石鹸
- 7) 上海第2革靴社の遠足ブランド革靴
- 8) 石家荘乳業集団会社の三鹿ブランド粉ミルク
- 9) 杭州娃哈哈集団の娃哈哈飲料
- 10) 惠州 TCL 通信設備株式会社の868系列電話機
- 11) 中国石油化学長城高級潤滑油会社の長城潤滑油
- 12) 上海利華有限公司の中華ブランド練歯磨き
- 13) 雲南紅塔集団紅河巻きタバコ社の紅河ブランド巻きタバコ

(2) 第2回目の重点保護範囲に記入された名優製品のリスト(国家品質技術監督局の発布した第二回目の重点保護名優製品リスト1998年通知 2 附属文書一)

- 1) 上海大衆自動車有限公司の桑塔納乗用車部品
- 2) 中国第一自動車集団会社の奧迪、小紅旗乗用車及び部品
- 3) 南京依維克自動車有限公司の依維克自動車部品
- 4) 中国輕騎オートバイ集団会社(山東濟南)の輕騎瀟洒木蘭車
- 5) 江蘇金城集団有限公司の金城ブランド系列オートバイ及びガソリン機
- 6) 浙江万向集団会社の錢潮ブランドユニバーサル節十字軸組立て
- 7) 江蘇常柴株式会社の常柴ブランドディーゼル
- 8) 上海人民電器社の上聯ブランド低圧電器製品
- 9) 黒龍江ハルビン電計器社の哈儀ブランド電器メーター
- 10) 南京化学工業集団有限公司の紅三角ブランド復混合肥料
- 11) 遼寧盤錦遼河化工集団有限責任会社の遼河ブランド尿素
- 12) 北京同仁堂集団会社の同仁ブランド国公酒
- 13) 天津頂益国際食品有限公司の康師傅インスタントラーメン系列製品
- 14) 河北露露集団有限責任会社の露露ブランド杏仁露
- 15) 湖北宜昌食用イースト基地の安 ブランド家庭用イースト
- 16) 武漢紅桃 K 集団株式会社の紅桃 K 生血剤

- 17) 河南省蓮花化学調味料企業集團の蓮花ブランド化学調味料
- 18) 沈陽化学調味料社の紅梅ブランド化学調味料
- 19) 内モンゴル伊犁集團公司冷凍食品公司の伊犁ブランド苦コーヒー脆皮アイスクリーム、松明アイスクリーム
- 20) 安徽古井貢酒株式有限公司の古井貢酒
- 21) 湖南湘泉酒社の酒鬼
- 22) 四川省成都全興酒社の全興大曲及び系列製品
- 23) 山西杏花汾酒株式有限公司の汾酒、竹葉青酒
- 24) 広州宝潔有限公司の宝潔系列シャンプー、リンス、洗濯製品
- 25) 上海英雄株式有限公司の英雄ブランド万年筆
- 26) 青島双星集團公司の双星ブランド系列靴
- 27) 福建南平南孚電池有限公司の南孚ブランド(NANFU)電池
- 28) 沈陽双喜圧力釜製造公司の双喜ブランド圧力釜
- 29) 湖南長沙巻煙草社の白沙ブランドタバコ

(3) 企業は前もって重大な注意及び保護を与えることを積極的に要求する名優製品のリスト(国家品質技術監督局の発布した第二回目の重点保護名優製品リスト 1998年通知 2 附属文書二)

- 1) 四川省古蘭郎酒社の郎酒、古蘭大曲
- 2) 四川瀘州老窖株式有限公司の瀘州老窖特曲、頭曲、二曲酒
- 3) 浙江東風紹興酒有限公司の紹興加飯酒、花雕酒
- 4) 江蘇双溝酒業集團の双溝大曲系列製品
- 5) 陝西西鳳酒社の西鳳酒
- 6) 北京牛欄山北京醇集團北京醇白酒
- 7) 北京紅星釀酒集團公司の北京紅星二鍋頭、紅星御酒
- 8) 四川沱ブランド曲酒株式有限公司の沱ブランド曲酒及びその系列酒
- 9) 広西黒五類食品集團公司の南方ブランド南方黒芝麻糊
- 10) 上海冠生園集團有限公司の大白兔キャラメル
- 11) 黒龍江乳品工業技術開発センター実験廠の龍丹ブランド粉ミルク
- 12) 河北旭日集團公司の旭日昇ブランド氷茶、暖茶
- 13) 深セン南海油脂工業赤湾有限公司の金龍魚食用調和油
- 14) 陝西咸陽五〇五医薬保健總公司の505神功元氣袋系列
- 15) 沈陽金杯バス製造有限公司の金杯ブランド海獅 RZH 114L 型 SY6475 型旅行バス
- 16) 長春長嶺集團有限公司の長嶺ブランド2輪オートバイ
- 17) 重慶中国嘉陵工業株式有限公司(集團)の嘉陵ブランド系列オートバイ
- 18) 浙江喜陵吉利オートバイ有限公司の鹿城、吉利ブランド系列オートバイ

- 19) 浙江帥康厨房設備有限公司の帥康ブランド油煙機
- 20) 杭州鴻雁電器公司の鴻雁ブランド電器部品
- 21) 河北廊坊美聯制動裝置有限公司の廊坊ブランド車用制動空圧機、小型乗用車制動器
- 22) 福建省南安市蓉中石油化工社の萊克ブランド 901 系列制動液
- 23) 上海日暉コンピューター有限公司の日暉ブランド生飲機
- 24) 河北虎ブランド集團の虎ブランド金庫
- 25) 中国人民解放軍第三五一五工場の強人ブランド革靴
- 26) 上海家庭用化学有限公司の六神化粧水、液体ボディソープ
- 27) 北京三露社の大宝系列化粧品
- 28) 深セン飛亞達集團株式有限公司の飛亞達ブランド腕時計
- 29) ナイキ（蘇州）体育用品有限公司のナイキブランド運動靴、服装及び部品

・ 中国の製品品質監督管理制度に関する実務ガイド

新しい世紀をむかえようとしている中国は、経済構造の調整に直面している。そのような状況下、製品の品質問題は現在の中国がまさに解決しなければならない主要課題の一つである。目下、中国国内の一部地域において偽物製造・販売行為が相変わらずまかり通っている実態は、現段階の中国社会及び経済発展の一大公害になっており、現状として、中国に投資している少なからぬ日本企業、日系三資企業の製品・商標がそうした偽物製造・販売者の標的となっている。

本ガイドは中国に投資している日本企業が、中国の製品品質監督管理制度を充分利用できるよう、企業が関心を有している問題に対する回答を提示するとともに、最適な解決方法を提案することを目的としている。

一、偽劣物商品による侵害を発見した場合、メーカーはどのように対応すればよいか

第一に、証拠となるその偽劣物を入手することが重要である。

違法行為に対する摘発は、製品品質監督管理の関係法律法規の規定に基づいて、違法行為（生産及び販売）の発生地のある県クラス以上の品質技術監督部門に対して行う。

（詳細については、「中国の製品品質監督検査制度」六を参照）

摘発に際する手続は以下のとおりである

1. 「摘発登記表」に摘発者の状況、連絡先、摘発の内容及び品質技術監督部門の処理結果等の関連事項を記入する。
2. 摘発者の身分を証明するものを品質技術監督部門の者に示し、偽劣者に侵害された状況を述べ、把握した証拠を提出する。あるいは、
3. 品質技術監督部門に摘発の手紙を提出する。この場合、摘発企業は偽劣物に対する製品鑑定書を提出しなければならない。

要するに、偽物に侵害された状況をはっきり述べ、証拠を確かめることが必要である。

二、品質技術監督部門はメーカーからの摘発を受理した場合、どのような措置をとるか

品質技術監督部門は摘発を受理した後、法律執行人員を組織し違法行為を調査し取締りを行う。事実が明確であり証拠が確実である場合は、品質監督法律・法規に基づいて行政処分を行う。

- 例 1 . 1999 年初、広東省欧亜家具有限公司は、天津市のある区の市場において、自社の“穗宝”ブランドのマットの偽物が販売されていることを発見した。当該会社はすぐに人員を派遣して、当該区における品質技術監督部門に摘発をした。摘発者の身分を確認した後、品質技術監督部門はすぐに法律執行人員を派遣し、摘発者とともに侵害発生地へ出向き調査、処理を行った。摘発者は、その場で偽の“穗宝”ブラ

ンドのマットと本物との区別を指摘し、摘発会社の発行した製品鑑定書を提示した。品質技術監督部門は偽物を没収し、侵害企業に対して行政処罰を行った。

例2 .ある酒造会社がハルビン市のある区の市場において、自社の白酒製品の偽物を発見し本物のサンプルを当該区における品質技術監督局に送付し、本物と偽物との識別方法を報告した。その後、当該区の品質技術監督局は何度も取締を行った結果、市場での偽白酒の流通を絶えさせた。

例3 .天津王朝ぶどう醸酒有限公司、天津市のある区において偽王朝干紅ぶどう酒の製造拠点を発見し、当該区における品質技術監督部門に摘発した。法律執行人員は“情報”を受けた後、何度も現地住み込み調査し事実を明確にしたあと、偽物の製造工具、原料、包装物を没収し、この偽物の製造拠点を取り壊した。

三、所在地の品質技術監督部門と積極的に協力する方法

偽物に対する識別技術及び経験を把握する為に、品質技術監督部門は専門的な訓練班を組織し、製品メーカーの技術者を招いて自社製品に対する識別方法を学んでいる。現在、製品メーカーも自ら自社製品に関する講座を積極的に開いて、品質技術監督部門の法律執行人員に対して自社製品の識別技巧及び防偽標識の確認方法等を教え、品質技術監督部門の仕事に対して積極的に協力している。例えば、“宝潔”(P&G)ブランド系列化粧品、洗濯用品については天津市品質技術監督部門が、偽劣物の取締り関係人員を組織し専門的に訓練し、宝潔会社が具体的に偽物の識別方法を教えた。その後、天津市の各区で取締りを積極的に行った。

四、偽劣質商品に対する取締りの過程において発生した費用は誰が負担するか

1 .品質監督は法律が品質技術監督部門に賦与した重要な職責であり、偽劣質商品を生産販売する品質違法行為を法に従って調査、処理することは品質監督管理における重要な一環であります。従って、品質技術監督部門が偽劣質商品に侵害されたメーカーまたは摘発者に対して、事件の処理費用を徴収することはありえないことである。

しかし、中国の現段階における国情では、品質技術監督部門の同級財政部門は通常、法律の規定に従って品質技術監督の抜取検査費用及び事件処理費用を全額支給することができない場合があり、一部の品質技術監督部門がやむを得ない状況のもとで、偽劣質商品に侵害されたメーカー、さらに一部の処罰対象に対して、事件処理費用或いは“諮問費”を請求することも発生した。このような行為は法律にも、政策及び紀律にも許されてはならない。

2 .現在、一部の会社またはメーカーは、自社の利益を保護するために、会社内部において“打仮弁公室”(偽劣質商品取締り事務室)を設置したり、或いは弁護士又は

専門的な調査会社に委託したりして、自社製品が偽劣質商品に侵害された情報を収集し、常に品質技術監督部門と連絡を取り、偽劣質商品の取締に協力している。これらの会社は、大体予算上偽劣質商品取締経費を設けており、状況によっては、関係行政主管部門に自発的に一部の費用を提供する場合もある。(例えば、偽劣質商品の製造工具(設備)または偽物製品(商品)を没収する際の賃貸車費用、証拠取り調べの出張費用等。)なぜなら、これらの会社は、偽劣質商品の取り締まりを徹底するとともに自社製品の侵害問題を迅速に解決しようと望んでいるからである。もちろん、事実上一部の行政法律執行人員が事件の処理費用を当事者に徴収するケースも排除できないが、これは上記に述べたように法律及び紀律に許されてはならないことである。

3. 品質技術監督行政部門は、品質技術監督行政事件を処理するにおいて、法律違反をして下された行政処罰によって損害を受けた公民、法人またはその他の組織に対して、「国家賠償法」の関連規定に基づいて賠償すべきである。

五、偽劣質商品による侵害を受けた場合、所在地の品質技術監督局に摘発にするか、それとも所在地の工商行政管理局に摘発するか

偽劣質商品の取締りに際しての、品質技術監督局と工商行政管理局との間の業務分担、協力関係につき、「製品品質法」第12条は、“ユーザ、消費者は製品品質問題について、製品の生産者、販売者に諮問し、製品品質監督管理部門、工商行政管理部門及び関係部門に申立てる権利を有する。関係部門は申立を処理すべきである。”と規定している。

また「偽劣質商品を生産、販売する違法行為を厳しく取締ることに関する国務院の通知」は、“国務院は国務院経済貿易弁公室に担当させ、工商行政管理、技術監督、衛生、監察、公安、税務、物価、財政、銀行及び生産、流通等主管部門を組織し、統一指揮の下、工商管理、技術監督部門を主として、それぞれの職責を果たし、それぞれの責任を負い、この業務を協力して完成する。”と規定している。

さらに1999年には、国家品質監督局および国家工商行政管理局は連名で「偽劣質商品を生産、販売する違法行為に対する取締活動において協力配合をさらに強化することに関する通知」を出している。

実際において、偽劣質商品に対しては、品質技術監督部門および工商行政管理部門の双方が取締りの権力を有している。ただし、品質技術監督部門は技術検測機構を有するため、製品の品質について鑑定する必要がある(偽劣物であるか否かを確定する必要がある)技術性の高い事件については、品質技術監督部門に申立または摘発するのが良い。単純な商標権侵害事件であれば、工商行政管理部門に摘発した方が良い(詳細については、「中国の製品品質監督検査制度」二の(六)を参照)。

六、“偽物を取締り、名優を保護する”イベントへ参加するにはどうすればよいか

企業が“偽物を取締り、名優を保護する”イベントへの参加を希望する場合には、企業の所在管轄区における県クラス以上の品質技術監督行政部門申請することが必要である。(詳細については、「中国の製品品質監督検査制度」二の(五)を参照)。

七、製品品質監督において、国の法律と地方の法規の違いがどこにあるか

品質技術監督部門が、法律執行の過程において根拠とするものは、国家の法律、国务院の法規及び地方法規である。地方法規は、国家の法律、法規に従うと同時に、本地区における実情に照らして制定されたものであり、偽劣質商品を取締る原則及び範囲においては国の法律と一致している。しかし処罰条項及び処罰金額において、地方法規の方はより具体的な規定があり、高い実務性を有している。また法規は地方によって異なったものになっている。